

# 令和元年第2回上三川町議会定例会会議録

令和元年6月13日（木）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 渡邊由紀子  
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	石崎 薫
企画課長	枝 淑子	税務課長	海老原昌幸
住民課長	星野 和弘	地域生活課長	川島 信一
健康福祉課長	梅沢 正春	子ども家庭課長	田仲 進壽
農政課長兼農業委員会事務局長	小池 光男	商工課長	枝 博信
都市建設課長	鶴見 幸一	建築課長	川島 勝也
上下水道課長	伊藤 知明	会計管理者兼会計課長	保坂 文代
教育総務課長	吉澤 佳子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問



午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許します。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

○議長【田村 稔君】 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

前日指名いたしました9番・勝山修輔君から会議録署名議員を辞退したい旨申し出がありましたので、かわりに10番・津野田重一君を指名いたします。

---

○議長【田村 稔君】 日程第2、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡素明快なる答弁を求めます。

順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は次の4点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

第1点は、教育の問題についてです。

ランドセルの中身が増え、小学1年生では平均で7キログラムにもなっております。が、町の取り組みはどうなのかということ。

そして、その具体的な中身として、中身を軽くするための取り組みは。

また、リュックを使う自治体もあると聞きますけれども、その考えはないのかどうか。

そして、学習内容の増大が大きな要因であると言われておりますけれども、町としての取り組みはどのような対策を考えているのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

授業で用いる教科書や副教材の大型化や多様化により、児童生徒の荷物が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や、保護者からの配慮を求める声が寄せられているこ

とから、文部科学省は平成30年9月6日付事務連絡により、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中やロッカーなどに置いて帰る等の各学校における実際の工夫例を示し、適切に配慮することを求めました。

これを受け、町教育委員会は各学校に対し速やかに通知し、その趣旨を周知してまいりました。それ以後、各学校は家庭との連携を図りながら、授業や家庭学習に支障のない範囲で、登下校における荷物軽減に向けた取り組みを行っているところでございます。

また、通学用のかばんについては、保護者や児童がランドセルを選択し、多く使用されている現状がありますが、希望によって布製のものを使用できるなど、柔軟な対応がされております。

今後も学習指導要領が示す学習内容の確実な履修に努めながら、登下校における児童の過度な負担に配慮すべく、改めて文部科学省の通知内容について校長会等で確認を行うなど、対応を図ってまいりたいと思います。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは私のほうから何点か質問なんですけども、2018年3月の26日の朝日新聞なんですけども、大学教授が調査をした1年生から3年生の20人のランドセルの、この重さを紹介しました。そして、平均の重さが7.7キロ、最高は9.7キロということで、そしてその原因として、05年から15年の10年間に、小学校1年生から6年生までの全教科書のページ数が4,857ページから6,518ページまで34%も増加している、それに伴って大型化が進んだと、こういうことを言われておりますけれども、そこで再質問なんですけども、上三川の小学校ですね、小学校のランドセルの状況、どういう状況だったのか、分かればですね、回答をお願いしたい。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 ランドセルの状況調査については、一斉の調査は学校の多忙感をあおることから、抽出で小学校1校、中学校1校の、しかも限られた人数で、ちなみに調査をさせていただきました。

その結果、小学2年生、4年生、6年生、中1、2、3と調べさせていただきましたけども、小学校2年生で3.7キロ、4年生で4.4キロ、6年生で3.9キロ。これは曜日によって授業のさまざまなものがあるので、4年生、6年生が逆転してるようなところはあるかと思えます。中学1年生で5.6キロ、2年生で4.8キロ、3年生で6.1キロ。これもその日の教科の状況などで逆転も出ているかと思えます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、教育長から答弁があったんですけども、ランドセルの重さということで答弁だったんですけどもね、先ほど厚生労働省から通知ってことで、事務連絡が平成30年9月の6日に出たってことなんですけども、この通知でですね、要するにこの引き起こした原因、なぜランドセルが重くなったのかと、そういうことについてですね、原因は書いてあるんですよ。どうなんです、どういう状況。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 はい。文部科学省からの通知、事務連絡でございますけれども、その事務連絡については重くなった原因については述べられておりません。ただ、一般的に教科書の大きさが大きくなったり、ページ数が増えてるということは大前提にあるかと思えます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 結局ね、結論から言えばですね、やはりこのような事態がなぜ発生しているのかと。そしてまた、学習内容の増大などのその原因を究明してね、やはりこれからの対策に役立てていくべきだと思うんですけども、そういう点で町の教育委員会としてですね、どういうこの考えなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学習内容につきましては国が学習指導要領で示すもので、町がそれに対して関与できる部分ではありませんけれども、町としては各学校に負担軽減については引き続き指導、あるいは支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 学習要項の問題については国の問題だということなんですけれども、やはり町としてですね、やはり工夫する余地、あると思うんですね。例えば、要するに、ランドセルが重たくなったってことで、やはり学習内容が増えてるってことなんですけれども、具体的にどういう、要するに例えば文字ですね、それがどんなぐらい増えてるのか、それ、分かればですね、お教え願いたいんですけども、どうでしょう。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 ページ、文字数等については、客観的な資料はございませんけれども、一般的に量が1.5倍に増えた、10年前の学習指導要領の改定とそれ以前と比べて、1.5倍ほど増えているというようなことが言われております。その原因としては、今までB判だったものがA、B判ということで教科書が大きくなって、しかもカラー写真とか資料的な要素、いわゆる教科書プラス資料集的な要素も織り込んでくるので、ますます重くなってきているというようなところはあるかと思えます。

そういうものを踏まえて、各学校では授業で必ず使うもの、あるいは置いていっていいもの、必ず持ち帰るもの、そのようなことを区分けしながら対応している、そのような様子を聞いております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、教育長から答弁あったんですけども、やはりこういう事態が発生してる原因ですよ。そして、やはり町としてのこれから対応をどうすんだと。やはりそれがやっぱり今、求められていると思うんですよ。ですから、私はですね、今の教育長の答弁はですね、答弁になってないと思いますよ。だからそういう点でね、もうちょっと町のほうとしてですね、取り組みをしていただきたいということで、次の問題に行きます。

以上です。

2点目はですね、子どもの安全対策について質問をさせていただきます。

歩道で信号待ちをしていた歩行者が、突然突っ込んできた自動車にはねられ死傷するという悲惨な事故がなくなりません。滋賀県大津市で発生した事故は、2台の車が交差点で衝突をし、1台が歩道に乗り上げ、信号待ちをしていた歩行中の保育園児1人をはね、園児2人が死亡、1人が重体、保育士を含む13人が重軽傷を負ったというものです。

そこで質問ですけれども、保育園の散歩のコースや学校の通学路の安全対策、どうなっているのか。

そして2番目が、ガードレールや信号機の増設や安全な歩道、スペース確保などの対策はどういうふうに考えてるのか、答弁を求めます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまの1点目、2点目のご質問について、一括してお答えいたします。

学校の通学路安全対策については、平成24年度から学校関係者や交通管理者、道路管理者が合同で危険箇所の現地点検を実施し、安全対策の検討をしております。検討の結果、これまで区画線や横断歩道、防護柵等を設置するなど、児童の安全対策を実施してまいりました。

今後は保育園、幼稚園の散歩コース等についても学校の通学路同様、関係機関が連携し、点検を行い、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは私のほうから何点か質問なんですけれども、歩行中の人の死亡率っていうことで、日本はですね、35%、ドイツが15.3%、フランス16.1%、イギリス24.9%に比べても、やはり日本は35%という高いことなんですけれども、やはりこれはですね、専門家が言われますとね、要するに自動車のための道路整備、まちづくりが優先されてきたことが影響すると。そして、欧州などでは長年かけて歩行者と自転車のすみ分けですね、進めてきたことがやはりこの政策の大きな違いにあるのではないかと、こういうことを指摘をされております。

そこで質問なんですけれども、例えばですね、現在ゆうきが丘団地は現在、団地中はゾーン30ですか、ということで標識になっておりますけれども、新たにですね、こういうことで安全対策ということで、団地ですか、そういうところに設置する場合には、手続つうのはどういう状況なんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問なんですけど、ゾーン30等の規制に関する設置ということだと思んですが、これにつきましては道路管理者及び交通管理者、交通管理者は警察になるんですが、そういったところで協議をいたしまして、必要なところに設置するような形になると思うんですが、ただし、どうしても規制が入るところにつきましては所管が警察、交通管理者という形になりますので、その上で協議した段階で設置するという形になってくると思います。

スクールゾーンとか、やはりゾーン30とかですね、そういった場所を特定する、それと規制を行うということがございますので、特定する、例えばスクールゾーンなんかは学校関係、それとゾーン30、

要は30キロとかですね、それは規制を伴いますので、そういったところが関係者がですね、協議をして、最終的には決めていくものだとということで考えております。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 もう1回質問なんですけども、危険と思われる場所の改善、あるいは行政へのこの間のですね、申し入れとか、あるいはそういう要望ですね、どのぐらい来てるのか、わかればですね、教えていただきたいんですけど。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。地域生活課長。

○地域生活課長【川島信一君】 ゾーン30につきましては、現在1カ所、要望が来ております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今答弁ありました、1カ所、要望来てるつうことなんですけど、先ほどね、課長から答弁があったんですけども、要するに標識の交通規制ですね、は警察が実施するんだと。そして、結局道路管理者が結局、要するにパンフとか狭窄とかスラロームなど、それを結局、道路管理者が行うんだと。やはりね、結局ちぐはぐなんですよね。だから、行政でやはりこういうことをやりたいけども、やはり標識とかそういうあれは警察の許可が要るんだと。だから、そういう点でね、やはりそういうところをもうちょっとね、上手にですね、マッチングすれば、もっとこういう危険な箇所をね、なくすことができるんじゃないかと思うんですね。

それとですね、先ほど課長から答弁があったんですけども、要するに小学校近くですね、スクールゾーン、上三川は7校ありますけども、このスクールゾーンですね、設置されてないところですか、それ、どのぐらいあるのか。

それとですね、その周辺ですね、速度規制をする、そういう標識をつける考えはないのかですね、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 スクールゾーンが設置されてない箇所ということなんですけど、現在、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 先ほど町長からですね、答弁なんですけども、保育園の散歩コースということで、連携、これからしていくんだと、関係者を集めてね。そういう答弁だったと思うんですけども、そういった中で新たにですね、いろんな安全対策ということで当然出てくると思うんですけども、その場合ですね、スムーズにやっぱり実施できるのかどうか。それ、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 学校の通学路については、先ほどご説明申し上げましたとおり、今までも安全点検をしてまいりました。その結果ですね、これは県道になりますが、県のほうに要望をした結果、昨年度末に、4方向ある、交差点の4方向の中でですね、2方向、緊急に防護柵を設置していただきました。予算の関係で去年は2方向しかできなかったんですけど、今年度当初、早急に残り2方向を整備して

いただいたと、こういう経過があります。

ですので、県または警察、そういったところの連携はこれ、今までもとれてると思っておりますので、これから保育所、幼稚園に関してもその連携を適用して対応してまいりたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひそういう方向でですね、ご検討をお願いしたいと、そういうふうに思います。

それでは、3番目の質問です。3番目の質問で、認知症対策大綱について質問をさせていただきます。

安倍政権は新しい認知症対策のたたき台となる大綱案を公表しました。政府は今年度、今後推進する政策の柱に、従来掲げてきた共生に加え、予防を位置づけ、数値目標を初めて盛り込みました。

そこで具体的にお聞きしますけれども、町で把握している認知症高齢者の数と、認知症高齢者に対する取り組みはどういうふうになっているのか。

そして2番目が、大綱案では2025年までに70歳代の認知症になる人の割合を6%減らす数値目標を掲げているが、どのような取り組みを考えているのか。

そして3番目が、認知症の人と家族が切実に求めているのは、認知症になっても住みやすく、生活環境の整備ときめ細やかな介護サービスでありますけれども、これ、町の取り組みはということで質問をさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成31年4月1日現在、自立度Ⅱa以上の認知症高齢者の人数は701人でございます。また、認知症高齢者に対する取り組みといたしましては、認知症サポーターの養成や、各地区サロンへ出向いて介護予防相談会、認知症初期集中支援チームを設置し、早期の支援を行う等の対策を実施しております。

次に、2点目についてお答えいたします。

認知症に対しましては、地域の人々の正しい理解が必要であり、そのため、認知症に関する啓発及び早期発見が重要であると考えております。現在、地域包括支援センターによります認知症サポーターの養成を、小学校から高等学校、事業所や地域等におきまして実施しているところでございます。また、介護予防を重視した居場所づくりも推奨しており、認知症予防に努めてまいります。

次に、3点目についてお答えいたします。

町では社会福祉協議会と協力して地域の支え合いの仕組みづくりを推進しており、小学校区ごとにくろねえ会議やくろねえ個別会議を設置し、この会議等を通じて認知症の人に対しての地域における見守りや支え合いについて話し合いを行っております。

更には担い手を養成し、地域で気軽に集える居場所として、いきいきサロンやミニサロン、認知症カフェ「えんがわ」等において、認知症当事者やその家族の集いの場づくりを今後も推進してまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは私のほうから質問なんですけれども、公益社団法人「認知症の人と家

族の会」ということで、5月に介護利用の困りごとアンケート調査を公表しました。そして、厚生労働省に要望を渡しました。「認知症の人と家族の会」は全国都道府県に支部があり、会員数は約1万1,000です。そして、300人近い介護当事者の生の声が寄せられる調査は極めてまれです。前回の2015年度の調査結果では、国会審議に当たり、もうしばしば活用されております。

介護保険制度が始まって20年ということで、介護保険の社会化をずっと求めてきましたけれども、まだまだアンケートでは不十分なことがあるということで明らかになりました。3点ほど、その要望書なんですけども、どのような介護が必要かということで決める要介護認定の基準や判定方法が、認定介護の実態を十分に踏まえていないと。だから、基本的な改善が必要だと、これが1点です。2点目が、認知症は早期診断と早期支援の重要性がますます強調されておりますと。調査結果もそれを裏付けていると。そして、3番目は、経済的な支援、あるいは若年性認知症への対応はもちろん、認知症高齢者への支援強化が、この見守りが切実に求められていると、こういう要望なんです。

家族の会のアンケートからはですね、幾らか、何点か出てんですけども、世を挙げて認知症予防のキャンペーンがづらいと。誰でもなり得る当たり前の病気として世間一般の人に理解をしてほしいと。なったらおしまいではなくて、もうおしまいではなくて、大丈夫と世に知らしめてほしいと。そして、介護者にとって、見て当たり前と思われるのが本当につらいと。また、配偶者とその親を残して私が死亡した場を考えると、心配でたまりません。また、シングル介護の自分の老後もまた不安だと。そして、家族介護は24時間必死なのに、介護保険制度は家族など、誰か専従で介護する人がいるよう、そういう前提でつくられていますけれども、家族が手をかけなくても介護できる仕組みをつくるべきだと思う。また、ぜひ介護認定者の全国実態調査を実施してほしいと。そして最後が、サービスの内容を決めるときには本人を交えて希望を聞いてですね、話し合ってもらいたいと、こういう切実な声が寄せられております。

そこでですね、私、何点か再質問なんですけども、先ほど認知症の数ということで701人ですか、そういう答弁があったんですけども、当然この予備軍つうのがおると、おるんですけども、この予備軍はどのぐらいいるのかですね。そしてまた、若年性認知症、この認知症の数ですね、これ、どのぐらいいるのかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。大変申しわけありませんが、その件につきまして、ただいま数字、持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは質問なんですけども、何点かなんですけどね、認知症の症状や進行についての仕組みは解明はまだ不十分ですね。科学的根拠のある治療法、予防法も確立されていないと、そういう状況だと思うんですね。ですから、誰でもなり得る当たり前の病気、そういうことだと思うんです。

政府はですね、数値目標を6年後、6%減らすと、そういう取り組みしておりますけど、そういうことなんですけども、認知症にならないだけを求められ、社会のお荷物、あるいは認知症は自己責任だという、この蔓延する社会ではですね、認知症の人や、あるいは人権や家族の安心も保障されないという

ことなんですね。ですから、私はそういう点で見直しの考えつうのはね、やはり撤回すべきだと思うんですけども、そういう点、町のほうでどういうふう考えてるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ごろ新聞報道されました、政府が定めます認知症施策推進大綱、こちらについてですが、確かに当初新聞報道された際には、ただいま議員のおっしゃいますとおり、6%という数値目標を掲げておりましたが、つい先日、6月7日、やはりこちらも新聞報道なんですけど、こちらで大綱の最終案ということで示されております。先にまず数値目標を掲げたときに、認知症の関係団体などから、非常にやはり数値で目標を定められることにつきまして、自己責任論に結びつきかねないということで疑問を呈すというような意見も出されていたということ踏まえての上だとは思いますが、最終案におきましてはその6%という数値目標、これを取り下げまして、結果として70代で発症を10年間で1歳遅らせるという表記に変えております。

また、この推進大綱の最終案、こちらのポイントですが、ただいまの10年で1歳おくらせるというものほかに、1,200万人の認知症サポーターの養成、それと、通いの場への参加率を8%程度に高める、成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%程度に高める、また、認知症疾患医療センターを全国で500カ所整備、また、市町村における認知症ケアパス作成率100%を目指すというものが主なポイントでございました。

その中で、先ほど議員もおっしゃいましたように、認知症というものは誰もがなり得るものとした上で、発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指すという明記しているということです。その中で、やはりこれも議員のおっしゃいましたとおり、予防と共生、これが二本柱となっているということもございました。

この予防につきましては、既に町におきましても介護予防についての日常生活支援事業ですとか、あるいは一般介護予防事業など、実施しております。予防策として、認知症の予防としましては、社会参加や運動が予防につながる可能性があるとして、高齢者が通う運動教室やサロン活動、学習講座の普及を推進するというところで進めているところでございます。

また、もう一本の柱、共生につきましては、現在既に推進しております地域包括ケアシステム、こちらを利用しました支援ということで、今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 認知症の人や家族が切実に求めているのは、安心して使いやすいきめやかな介護と医療の仕組みだと思うんですね。

そこで何点か質問なんですけども、ヘルパーの生活援助の利用制限ということで、認知症を支える上で重大な障害ってことになっておると思うんですけども、その見直しの考え、どうなんですか、あるんでしょうか。

それと2つ目がですね、介護利用料や医療費の負担増ということで、本人、家族に重くのしかかっています。そういう点で、その見直しですね、それ、考えているのかどうか、それをお聞きしたい。2点です、よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。町の判断で決められるものということではございますが、一応3年ごとの見直しということがありますので、その中で判断していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひですね、3年後の見直しの中で、ぜひね、検討していただきたいと、いい方向でですね、検討していただきたいと、そういうふうに思います。

あともう1点、再質問なんですけども、先ほど数字ということで701人ということなんですけども、今、上三川で地域包括支援センターは1カ所ですよ。やはりこれだけの数がいてね、やはり地域包括支援センターで対応できるのかということなんですけども、今後ともですね、やはりこれからふえる中でね、やはり地域包括支援センターをですね、ふやす考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。その点につきましては、今後社会福祉協議会及び包括センターなどと、関係機関と連携しながら、改めて考えていきたい、検討していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひそういう方向でですね、検討していただきたい、そういうふうに思います。

最後が、国保税についてです。

3点です。(1)が、高齢者の進展等により、調停額が増大すると考えられますけれども、国保税額の見直しの考えはあるのかどうか。

そして2番目が、医療費抑制のための特定健診受診率、特定保健指導終了率はそれぞれ何%を目指すのか。

そして3番目が、町民が安心して医療を受けられるためにも、保険税引き下げの考えはないのかお聞きしたいと思います。

そして4番目が、最後なんですけども、子育て支援のためにも均等割をさらに引き下げる考えはないのかお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

国民健康保険は、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などにより、被保険者が減少し、保険税収入額は年々減少傾向にあります。一方、医療費総額は減少しておりますが、被保険者の高齢化、医療の高度化等により、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

そこで本町は、保健、子育て、教育などの担当課で構成する医療費適正化プロジェクトチームを設置し、1人当たりの医療費の削減に向け、健診受診率の向上や健康づくりの推進等を全庁的に取り組んでいるところでございます。

また、収納率の向上に係る取り組みの強化、保険者努力支援制度を有効活用することにより財源を確

保し、高齢化の進展等による被保険者の税負担が増大しないよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の、特定健診の受診率及び特定保健指導の終了率につきましては、本年度の目標を共に52%としております。

3点目、4点目のご質問は関連性がございますので、一括してお答えいたします。

保険税の引き下げについては、今年度、保険税の改正を行い、医療保険分の均等割額4,000円の引き下げを行っております。今後の保険税引き下げにつきましては、保険税の収納状況や栃木県に納める納付金の金額等の状況を勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私たちはですね、今回の一斉地方選挙で、高過ぎる国保税の引き下げということで、今大きな問題になっております公費1兆円を増やしてですね、国保料を協会健保並みに大幅に引き下げるということで政策を発表しました。

例えばですね、給与、年収400万ということで、30歳代の夫婦と子ども2人ということで、東京都の特別区ということなんですけども、試算ですけども、42万6,200円からは均等割、平等割を廃止しますと22万2,000円ということで、協会健保並みの保険料ということで19万8,000円、そういうことでぜひ実現しようということで、政策として訴えております。

そこでですね、何点か質問なんですけども、2018年4月から開始された都道府県ということで、都道府県の標準化ですか、標準保険料率ということで保険料算定、なりますけども、やはり保険給付費、あるいは高齢者の増加によって値上げが必至となるのではないかと、こういうふうと考えております。その場合ですね、町としてですね、その法的な根拠はあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

値上げの法的根拠ということでございますが、今のところ私どもで捉えているところでは、そういったものはないと考えてございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 例えばですね、県のほうで標準保険料率ってということで、税率とか、当然、指導来ると思うんですけども、そういった中でですね、いや、町のほうではやっぱり国保税、安くするんだから、県のほうでは従わないよと、県のほうには従わないよと、そういうことはできるってことでよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 今現在ですね、県のほうから出てます標準保険税率でございますが、12.45%ということになってございます。これは所得割ですね。町のほうは11.7%ということでやっておりますので、全く同じ率でやってるわけではございません。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 そうしますと、県のほうの指導には従わなくても構わないと、そういうことでよろしいんですか。そういう答弁で、どうですか。

○議長【田村 稔君】 住民課長。

○住民課長【星野和弘君】 従わないというわけではございませんが、町の現状に即した率、県のほうで示してるものと余りかけ離れても、これもおかしいと思います。県の率を基準といたしまして、町のほうで即したものの、そういった率を設定してるわけでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それではですね、2番目のですね、医療費抑制についての再質問なんですけども、先ほど答弁がありましたけども、52%、町では目標を目指していくんだということなんですけども、ここで質問なんですけども、国、県の目標値である60%にするために、この長期計画では2028年度に90%以上ということで目標に挙げておりますけれども、特に、質問なんですけども、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、子宮頸がんの無料化っていうことでしますとね、やはりもっと受診率が上がると思うんですけども、その考えはないのかということと、働き盛りの40歳の検診受診率が低いと、そういう点もありますので、ぜひ無料化の考えと、それとあと、無料化した場合ですね、幾らぐらいお金がかかるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。ただいまがん検診のことでのご質問でございますが、今回、申しわけありません、特定健診ということで準備しておりました。がん検診については数値的なものではありませんが、ただ、無料化ということにつきましては、やはり受診される方にそれなりに自分の健康を守るという意味での自覚を持っていただくということも必要かと思っております。多少の自己負担、これはまた受診される方の意識改革にもつながっていくのではないかと考えておりますので、今のところ無料化にする考えはございません。

また、金額につきましても、申しわけありません、ちょっと手元に数値ございません。お答えすることできません。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 長期計画の中で、肥満と高血糖が多いということで、県に比べて高くなっていると、こういう結果ですよ。それが、あとですね、睡眠が不十分ということで、とれていない、男性、40歳代が多いということで40.9%、また、若い世代の1日の平均歩数ですね、国、県よりも少ないということで、男性が6,744歩、女性が5,779歩ということなんです。ですから、私はですね、やはり検診率を上げてね、やはり健康を守っていくと、そういうことが必要だと思うんです。

もう1つはですね、再質問なんですけども、がん検診の精密検査受診率、これは平成27年度なんですけども、胃がんで県が83.2%、町は73.2%、そして県内順位が22位です。大腸がんが県が72.8%、そして町が68.6%、これは県内順位が18位です。また、乳がんが91.1%、そして町が81%、これが順位が24位。子宮頸がんが県が83.0%で、町が75.0%、これも21位と

ということなんです。やっぱり精密検査の実施率は、肺がんを除く、いずれも県より低くなっているということなんですけども、やはりこのところを町のほうでどういうふうに考えてるのか。それと、その理由ですね、どういうふうに考えてるのか、それ、お聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 がんの精密検査の受診率が低いということは、これは担当しています私としましても十分に認識しておりまして、また問題と考えております。

がん検診におきまして、精密検査、要精検となった方につきましては、通常ですと、特定健診などの健康診査と同時にがんの結果も結果説明会のときにお返ししているわけですが、要精検の方につきましてはそれを待たず、結果が町に届いた時点ですぐに保健師のほうからその方に連絡を入れて、要精検であったこと、すぐに精密検査を受診するように説明しているところでございます。直接個別に対応しているところです。

また、受診率が伸びない理由としましては、やはり精密検査となりますと、病院のほうに出かけていきまして結構時間がかかる。また、費用的にもかかるといこともございます。また、受診される方の気持ちとしましては、本当にがんだったらどうしようという不安がやはり先に立って、なかなか先に進めないというような方もいらっしゃるようで、この点につきましても保健師のほうからよく指導はされているものと思います。町としましては個別に対応し、精密検査の受診につなげるよう努力しているところです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 最後なんですけども、子育て支援のためってことで、均等割をさらに引き下げる考えはないかということなんですけども、先ほど町長から答弁がなかったと思うんですけど、あったですか。ぜひもう一度お聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁申し上げました。子どもの均等割の減免についてということでございますが、ことし、先ほど答弁申し上げましたように、均等割を4,000円引き下げたところでございます。

県のほうに納めるですね、納付金、これが昨年から比べまして約10%、8,380万円ふえております。次年度以降の納付金の金額については予測がつきませんので、現時点でこれ以上引き下げるといふ予定はございません。見通しがわからないということです。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私はね、町長が常々言ってるようにですね、子育て日本一を目指すのであればですね、やはり4,000円の値下げつうのは余りにもやっぱり低いですよ。他市町村ですけども、市町村ではやっぱり補正を組んでですね、やはりこれをゼロにすると、そういうこともやってんですよ。ですから、そういう点でやはり町としてですね、日本一を目指すのであればですね、やはり子育て支援にやっぱり逆行してると、私だったら廃止っていうことを言ってますけどもね、ぜひそういう方向でですね、取り組んでいただきたいと、そういうふうについてもう一度ですね、お聞きしたいんですけ

ど。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 栃木県の県議会のほうでもですね、同様な質問があるというふうに聞いております。その中で知事が答弁された内容がですね、「全国知事会を通して、その軽減措置等を導入するように国に要望している」というふうに答弁をされております。また、「国においても検討をしている状況だ」というふうに答弁をされておりましたので、今後の国の動向は注視してまいりたいというふうに思っております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひね、子育て支援ということで検討してほしいと、そういうふうに思います。

終わります。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 先ほどの稲葉議員の2点目の1番目の質問のところ、スクールゾーンについての再質問があったかと思うんですが、その件についてお答えいたします。

現在スクールゾーンにつきましては、スクールゾーンとして表記したものについて、地域からの要望により、道路の管理者等に申請を行いまして、教育委員会のほうで設置したものでありまして、全体の数といたしましては町は把握しておりませんが、学校等に確認した結果、本小のほうに2カ所、明小のほうに1カ所、坂小のほうに1カ所、明南小に1カ所ということで、現在確認できているところは合計で5カ所ということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 先ほど稲葉議員のご質問でお答えできなかった件、若年の認知症の方の数、また予備軍の数ということでお答えさせていただきます。

まず、厚生労働省が発表しました認知症の全国有病率、こちらは15%となっております。そのため、上三川町の、予備軍の数ですが、申し訳ありませんでした。先ほど申し上げましたように、厚生労働省のほうで認知症の全国有病率を15%と推計しておりまして、これを上三川町の65歳以上の人口7,100名、こちらに当てはめると、おおむね1,065名の方が予備軍であると推計できます。

また、65歳未満の介護認定者数のうち、認知症の診断者数につきましては24名となっております。以上です。

○議長【田村 稔君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 それでは、ただいまより通告順序に従い、一般質問をします。

まず、中学における部活動について、3項目伺います。

学校の部活動は、生徒の生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりや体力の向上、健康増進、豊かな人間性の育成など、心身の健やかな成長に必要なことは言うまでもありませんが、生徒の教育において部活動は大きな役割を果たしていると認識しています。そこで、平成29年4月に、文科省は学校における部活動の指導体制の充実を図ることを目的に、部活動指導員制度を施行しました。

そこで質問します。

1つ目に、スポーツ庁が作成した運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインや、栃木県作成の運動部活動の在り方に関する方針を踏まえた、本町としての運動部活動の適正化への取り組み方針についてお聞かせください。

2つ目に、現在の外部指導者の導入に向けた進捗状況はどのようになっているのか。

3つ目に、部活動指導員の制度化の導入は考えているのか。

以上3項目を伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町教育委員会では、平成30年3月に、「上三川町における教職員の業務に関するアンケート」を実施し、部活動の実態について調査しました。これらをもとに、学校長、保護者代表、教員を委員とした「部活動の在り方に関する検討部会」を設置し、スポーツ庁のガイドライン、県の方針を踏まえた協議を重ねました。同年12月、安全管理の徹底や部活動の活動時間、週当たりの休養日の目安等を示した「上三川町部活動の在り方に関する方針」を策定しました。また、概要版を作成し、保護者に配布し、ご理解とご協力を依頼してるところです。

次に、2点目、3点目については関連があるので、併せてお答えいたします。

現在、栃木県では県の単独事業である「運動部活動補助員派遣事業」と、新たな国の事業である「部活動指導員の配置事業」の2つの事業を併行して、指導者の配置に努めているところでございます。本町においては、県の事業により、12名の部活動補助員を依頼し、ご尽力をいただいております。

また、国の事業である部活動指導員については、教師の負担軽減と生徒の充実した活動の両面から制度の導入を目指し、事業計画の整備と予算化を進めていく予定です。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 じゃあ、それではですね、再質問に入らさせていただきます。

今、部活動補助員がですね、12名入られたという回答をいただきましたけれども、入ってですね、その効果はですね、あったのか。また、教職員のはですね、働き方改革というところにもですね、つなが

ってるのかというところをお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動補助員の配置によって、部活動時の安全の管理、あるいは生徒一人一人の技能の上達、あるいは目標の達成等について支援をいただいているところでございます。そういう面で効果がありますし、さらに、さまざまな生徒のサポートをしていただくというようなこともあわせてまして、教職員の負担軽減に大いに役立っていると考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ということで、効果はあったという回答だと思います。

部活動のですね、顧問教員はですね、今効果があったということなんですけれども、顧問教員がですね、経験したスポーツの部活を受け持ってもらう場合やですね、また、全く経験がないスポーツ、苦手な部活でもですね、受けておってもらう場合がですね、結構あるそうなんですよね。そこでですね、一方で保護者の方からは、技術、競技の技能の質を高める要望が多くあるということで、教員は要望に応えるために苦勞されてると思います。

そういった中でですね、指導員については、以前はですね、今言われたとおり、県の事業にお願いしてやられてたということなんですけれども、町独自としてですね、指導員募集などはされてるのかっていうのをお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動指導員は新たに導入された制度でございまして、町独自での募集はしておりません。町独自というよりも国の事業に沿って進めていきたい、そのように考えております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 多分、指導員制度とは別に、補助指導員でも構わないんですけども、町の中で非常勤の指導員の方が今おられるということですので、そういった方ですね。例えば学校教職を定年された方などはですね、すごく指導力、また生徒の扱いとかね、わかってらっしゃる方が多いと思うんで、定年した方に例えば声をかけるですとか、例えば町の中ではスポーツ推進委員ですとか体育委員ですとか、そういった方が多くおられるので、町の中でそういったところのですね、声をかけて、多分、私の周りにもいるんですけども、結構そういった部活動に力を貸したいという方もおられるんで、ぜひですね、声をかけてもいいのかななんて思いますけども、それはいかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動補助員、あるいは部活動指導員、どちらの制度もやはり多くの皆様のご理解とご協力をいただかなければならない制度かと思えます。さまざまなスポーツ推進委員の皆様の会議などでも、そのようなことはお話しさせていただいているところでございます。

ただ、学校教育に理解のある、あるいは学校の部活動の、学校教育の一環としての部活動というようなことを踏まえてやっていただける方、そういう方をぜひ期待したいところでもありますけども、今後もさまざまな場でそのような呼びかけもしていきたいと思っております。

現在、教職員OBでお手伝いいただいている方が1名いらっしゃいます。今後もそういう観点で広げ

られればと思っております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、ありがとうございます。ぜひ町のほうでもですね、声かけをですね、していただけたらなというふうに思います。

また、先ほどの国の制度である部活動指導員制度については、県内ではですね、何名ぐらい採用されているのか、分かれば教えていただければなと思います。

また、その市町、採用されてる市町が分かれば教えていただければなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 部活動指導員につきましては、7月に配置決定がされるということで、人数あるいは市町などについては現在把握はできておりません。

この制度は昨年度の年度の途中ではまだ方向性が定まっていなかったことから、本町ではまだその導入に向けての準備は1年先ということ考えておりました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 国のですね、部活動指導員制度についてはですね、国の補助金と一定の費用をですね、支払うことやですね、指導員への研修を行うことで、土日ですね、顧問がいなくても練習ができたり、あと、試合ですとかそういったところには引率もできるようですので、教職員のですね、負担も大分減ってですね、生徒たちの技能も上がっていくものだというふうに考えますので、ぜひともですね、前向きにご検討いただけたらなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

国のほうに依頼するに当たっては、直接国に依頼をかけるんでしょうかね、それ、ちょっと教えてください。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 町から県のほうに希望を出しまして、それで県全体の中で調整が図られるというようなことになっております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。

このようにですね、部活動の外部指導者導入はですね、教員の働き方改革にもつながりますし、生徒本人、また保護者の方々もですね、大変喜んでいただけるんじゃないかなというふうに私は考えています。生徒の性格や行動をよく知る顧問の教員と、スポーツを指導できるスポーツコーチの連携でですね、部活動をよりよく発展させて、生徒の人間成長を目指していただけたらと思います。またその中からですね、国体ですとかオリンピック選手ですとかね、そういった選手をですね、ぜひ育てていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、それではですね、次に、投票率向上の取り組みについて、3項目伺います。

県選挙管理委員会は、4月の県議選で10代の投票率が29%だったこと、全体の投票率40.44%と過去最低だったとの報道がありました。その中でも、宇都宮市・上三川町選挙区においては35.17%と、最低の投票率でありました。また、上三川町は宇都宮よりも低かったというこ

とのようです。その結果をですね、真摯に受けとめ、議会に身を置く私の立場からも、町民の皆さんから関心を高めていただけるような議会改革を一層推進していかなければならないと強く感じているところでございます。

そして同様に、若者の政治離れなど、全国的に投票率の低下が問題視されているところでありますので、行政としてもその結果を検証し、投票率を上げるための手当をもっと講ずる必要があるのではないかと私は感じています。

また7月にはですね、参議院選挙、そして12月には我々の町議会選挙が予定されています。

そこで質問させていただきます。

1つ目に、政治や選挙への関心を高めるため、投票率向上に向け、本町としてどのような取り組みを行っているのか。

2つ目に、栃木県議会選挙の本町の投票率を見て、どのように踏まえ、今後どのような取り組みが必要と考えているのか。

3つ目に、高齢化社会に対応する投票方法についてどのように考えているのか。

以上3項目伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 石崎 薫君 登壇)

○総務課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問につきましては選挙事務に関するものとなりますので、選挙管理委員会事務局としてお答えさせていただきます。

1点目のご質問の選挙への関心を高める施策につきましては、選挙への投票を促す目的で、選挙期間が近づきましたタイミングで町広報紙やホームページでの周知を行い、また、選挙期間中におきましては、広報車で町内を巡回する広報活動や、明るい選挙推進協議会の皆様と、町内の商業施設など、人が多く集まる場所において啓発物品を配布するなどの啓発活動を実施しております。

2点目のご質問の栃木県議会議員選挙の投票率につきましては、本町の投票率につきましては35.01%と、選挙を執行いたしました15市町の中では15番目の結果となりました。この結果につきましては重く受けとめておるところでございます、1点目でご回答いたしました啓発事業をさらに強化してまいりたいと考えております。

3点目のご質問の高齢者社会への対応につきましては、歩くことに支障がある方にお使いいただくよう、各投票所に車椅子を配置しております。また、投票所内がバリアフリー化されていない投票所においては、仮設スロープを設置するなどの対応をとっているところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは再質させていただきます。

まずですね、上三川町の投票所は9カ所投票所があると思いますけれども、その投票所ごとの投票率というのは出しているのか。また、公表されているのか、ちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 各投票所における投票率は、投票所ごとに出しております。また、その公

表ということに関しましては、現在は町のホームページで公表しているというような状況でございます。  
以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。すみません。

ホームページにですね、投票率は出てるよということだったんですけど、ちょっと私もホームページ、いろいろ探したんですけども、ちょっとわからなかったんですね。なんで、出してないのかなと思ったんですけども、出してらっしゃるということで、ちょっと帰ってもう1回確認したいと思いますんで、見方を後で教えてください。

そういった意味でですね、私が見ても、探してもちょっとわかりづらかったということなんで、多分ホームページに見に行く方もすごく少ないんだろうというふうに考えます。ですんで、できればですね、ほかの方法、例えば広報紙等にですね、載せていただくとかね、そういったことをすれば、少し自分が行ってる投票所の投票率が、あ、うちのところは低いななんていうところがあれば、きっと自治会ですとか、あと近所、ご近所同士で、うち、低かったよねなんて、やっぱ行かなくちゃいけないよねなんていう、ちょっとそんな連携もですね、取り合っていてだけで、投票率向上にもですね、寄与できるんじゃないかなというふうに思いますんで、もう少しわかりやすくですね、公表していただけたらというふうに思いますんで、よろしくお願いします。そのような考えはお持ちですかね、例えば広報紙なんかに掲載するという事は。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。ただいま議員のほうから申されましたように、ホームページでの公表を行ってはおりますが、見づらいということでございますので、そのことについては検討はさせていただきます。と思っています。

また、選挙への関心を高めるために、広報紙への掲載ということでございますが、これにつきまして今後検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ではですね、広報紙の件もですね、またわかりやすいホームページもですね、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

ここでちょっともう1つ、質問させていただきたいですけど、期日前投票で役場に来た場合に、投票した場合は、その投票所の実績に、各住んでるところの投票所の実績になるのか、役場の実績になるのか、どうなるのか、ちょっと教えていただければなと思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。各投票所における投票率につきましては、期日前に行われました投票率は入っていないというようなことでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。ということはあれですね、そこの投票、誰かが役場に来

てやる方については、その投票所のところには実績に入っていないということですね。はい、わかりました、ありがとうございます。

それじゃあですね、投票率向上に向けた取り組みとして、いろいろなですね、他の市町では投票率向上に向けて対策というかね、投票に行ってもらい入り口としての手当として、手としてですね、いろいろなことを考えてやってらっしゃるところが多いと思います。例えばですね、投票に行ったら何か引換券をもらって、商業施設に行くと何%か割引をしてくれるですとかね、そういったですね、これがいいのか悪いのかというのはありますけど、入り口としては、投票に行く入り口としてはありなんじゃないかなと私は思いますけど、そういったことをですね、我が町でもですね、考えてらっしゃるのかどうか教えていただければなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。ただいま議員が申されました、商店の協力を得て、投票済み書などを提示することによって商品の割引などが行われているというようなことにつきましては、町といたしましても承知はしているところでございまして、また、一定の効果もあるのではないかと考えているところではございます。

しかし、選挙本来の意味を考えますと、そうした特典をつけて投票を促すことに対しましては慎重に検討が必要であると考えてございますので、投票率の向上に向けましたさまざまな取り組みを検討する中で、1つの方策として今後調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、じゃあそれではですね、その辺も調査・研究のほう、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

また、先ほどですね、投票所が今、上三川には9カ所ありますということをおっしゃいましたが、この投票所の設置基準というか、投票所の変更などをですね、今まで実施してきたことがあるのか。また、見直しの検討はですね、されているのか。また、投票所を増やすなんていうですね、ことを考えてらっしゃるのか。私ね、ちょっとお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。投票所に関しましては、公職選挙法において、複数の投票所を設置することができるようになってございます。こうした中で、本町においては現在9カ所の投票所を設けているというような状況になってございます。また、現在の投票所の数ということに関しましては、有権者などの数を踏まえた中で、これまで10あったものを9カ所に、9投票所に変更したというような経緯がございまして。

なお、今後の考えでございますが、日本の総人口が現在減少する中で、有権者数の増加は余り見込めないだろうというふうな考えがございまして、当分の間は現在の投票所で実施していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。ということで、投票所を増やす考えは余りないということですが、そうすると、余り投票率も上がってこないんじゃないかなんて思っています。

では、投票所を増やさない、場所を増やさないということなんで、例えば人が集まりやすい場所なんかには投票所を設置する、例えばいきいきプラザとか、例えばジョイフル本田とか、そういったところですね、投票所を置くと。期日前投票でも構わないと思うんですけど、投票所を置くということは、お考え、ありますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。投票所の複数化、期日前投票ということでお答えさせていただきますと、投票所を複数置きますことによりまして、その二重投票を防止するというようなことが大切になってきます。このためにはシステムのネットワーク化が必要になります。このネットワークについては、既存のネットワーク回線とは別に専用回線を用意する必要がございます。また、複数設置することによりまして、選挙事務従事者や場所の確保の問題など、さまざまな課題も考えられますので、そのために必要となる経費や効果を十分精査するなど、その必要性については今後調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 じゃあ、投票所の増設というかそういうところは、いろいろ設備とかいろんな部分でお金もかかるということですので、費用対効果ですね、調査・研究していただいて、ご検討いただければなというふうに思いますのでお願いします。

それではですね、今、若者、10代の投票率がすごく低いよという報道がありましたという話、さしていただきましたけども、上三川町としては10代の投票率というのを算出されているのか。また、分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。20歳未満の投票率ということでございますが、町全体での投票率ということでは調査などをしてございませんので、そういうデータのものは持ってございません。

ただし、さきに実施されました栃木県議会議員選挙、この選挙におきましては、県のほうから本町における投票区における1つの投票所の年齢別の投票者数の調べがございましたので、その結果ということでお答えさせていただきます。

調査の対象とした投票区が、第8投票区、明治コミュニティセンターとなっております。この投票区における20歳未満の投票人数ということに関しましては、有権者が149人、投票した方が32人となっておりますので、投票率ということに関しましては21.5%となったところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。

また今後ですね、ぜひ分かれば、ほかの投票所でも調べていただければなというふうに思います。

全体ですね、先ほど言ったとおり、前回の4月の県議会選では10代の投票率が29%だったとい

う報道がありましたんで、この1カ所の明治コミュニティだけの数字なんで何とも言えませんが、21.5%ということで大分低くなってるんで、ぜひですね、10代も投票率がですね、上がるようなですね、取り組みをお願いできればなというふうに思います。

また、そういった意味でですね、若年層の投票率の向上に向けてのですね、実際の取り組みというのはされているのか。例えば教育の一環として、小中学生に選挙に関する絵のコンクールですとか、標語のコンクールですとか、そんなのも行われてるのかどうか。そういったことをすることによって、子どもから親御さんのですね、大人への意識も伝わるのではないかなというふうに考えますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。小中学生の取り組みということでお答えさせていただきます。現在、小学生を対象といたしましては、ポスターコンクールを開催しているところでございます。また、中学生に対しましては、生徒会選挙、この選挙に対しまして、記載台や投票箱の選挙備品を貸し出しを行いまして、小さいころから選挙に関心を持っていただけるような取り組みを実施しているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ありがとうございます。

じゃあ、引き続きですね、若者の投票率が上がるような取り組みをですね、積極的に考えていっていただけたらなというふうに思います。

それから、高齢者社会に対する対応として、先日のですね、県議会選挙のときに、ちょっと聞いた話なんですけども、高齢者の方なんですけども、選挙に行きたくてもですね、ひとり暮らしでは車もないし、足も不自由だから行けないんだよなんていう声をですね、聞きました。今後、同様のお年寄りが増えてくるのではないかなと、それは間違いのないんじゃないかなというふうに考えています。

今後の高齢化社会に対応すべく、選挙の交通手段について、対応策についてお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。高齢者への交通手段ということでございますが、他の市町におきましては、移動投票というような投票所ということでやってるところもあるというふうなことはお聞きしたことがございます。ただ、この移動投票所であっても、投票所を設けるに当たりましては、選挙事務従事者のほか、投票管理者や立会人を設けて実施していくこととなりますので、その人員の確保や、先ほどもお話しはさせていただきましたが、二重投票を避けるための対策というようなことも必要になってございます。このようにさまざまな課題もございますので、今後の課題として調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。移動投票車ですね、今いろいろ問題、課題があるということは今あり

ますけども、ほかの地域でも、市町でもやられてるんで、そういったところをですね、いろいろ調査・研究していただいて、情報をいただきながら、できないことはないと思いますんで、これも費用対効果というか、どのぐらいあるのかといったところをですね、検討していただけたらなというふうに考えます。

また、例えばですね、今、町にあるデマンド交通ですとか、そういった方、そういった車を利用しながら投票に来る方は、例えば無料で送り迎えをしてくれるとかね、そういったことはお考えにならないでしょうか。お願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。デマンド交通につきましては、運行日ということになりますと、月曜日から金曜日に運行してるというようなことで承知してございます。デマンド交通を利用しますと、予約制でやってございますので、例えば行きと帰りに利用するとすると、待ち時間というものが1時間程度は必要になるというようなことで考えてございます。そうしたことを考えますと、利用される方の利便性につながるかというようなこともございますので、現在では選挙への活用ということに関しましては現実的ではないのかなということ考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 わかりました。デマンド交通については、そうですね、いろんな利用者がいるんで、選挙のときだけはそこに利用するっていうのはちょっと厳しいのかなというふうにちょっと思いました。

例えば町でそういった特別な、選挙のときだけは車を出してくれるとかね、迎えに行ってくれるとか、そんなこともできるんじゃないかなんていうふうに思います。例えば私たちが送り迎えしちゃうと、非常に、余りよろしくない。不公平感が出てしまうし、ちょっと公職選挙法なんかにも引っかかってしまう可能性もあるんで、できればですね、町のほうでですね、そういった車が出ればいいかなというふうに思います。

これからですね、また高齢化社会に向けて、上三川としてはそんなに近々ではないかなと思ってるんですけども、すぐに高齢化社会も上三川も来るはずなんで、ぜひですね、調査・研究をしていただけたらなというふうに考えますんで、よろしくをお願いします。

投票率向上に向けた取り組みにつきましては、今、課長のほうからいろいろご説明があったとおり、さまざまな取り組みが検討されていることは理解をしました。今後もですね、他の市町村の取り組みなどを調査・研究していただき、環境づくりをお願いしたいと思います。

また、我々議員としてもですね、市民の皆さんからの関心を持っていただけるように努力をしていきたいなというふうに思いますんで、ぜひよろしくをお願いします。

以上をもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時、再開といたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 ただいま議長から発言の許可を受けましたので、ただいまから私の質問に入らせていただきます。

今回通告しました私の質問は3点であります。1点目は、働き方改革について、2点目は、安全で安心なまちづくりの取り組みについて、3点目が、道の駅についてであります。

まず初めに、第1点目の働き方改革について質問させていただきます。今、国が目指している働き方改革は、その名のとおり、労働者の働き方をよりよい方向に改善していくためのものであり、そのためには残業時間を減らしたり、生産性を向上させたり、働きたいのに働けないといった現状を見直したり、男女の平等等を是正するといった課題解決等も含まれています。

こうしたことは民間の企業のみならず、各自治体である地方公務員の職場においても求められているものであります。本町の役場においても多忙極まりない公務に追われている中であると推測しているところではありますが、本町の働き方改革の取り組みについて、町はどのように考え、対応しているのか。町職員及び教職員等の働く現場での取り組みについて、町長及び教育長にお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問について、町職員に係るお答えをいたします。

働き方改革の大きな方針として、ワークライフバランスの是正がございます。この解決策として長時間労働の縮減が考えられ、町職員への対応といたしましてはこの点に主眼を置いております。

具体的な対応としまして、本年4月より町規則を改正し、原則月45時間以内、年間360時間以内を時間外勤務、労働時間の上限として設定いたしました。また、毎月第2、第4水曜日をノー残業デーと定めまして、原則全職員午後6時までに退庁することとしております。

以上で町職員に係る答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の、教職員の働く現場での取り組みについてお答えいたします。

町教育委員会では昨年6月に「学校における業務の在り方検討委員会」を設置し協議を進め、12月に「学校における業務改善基本方針」を策定しました。今年度はこの基本方針を踏まえ、町内の小・中学校における働き方改革に関する取り組みを始めたところです。

特に管理職が時間外勤務の状況を把握すると共に、教職員が時間を意識した働き方ができるよう、小・中1校ずつ「勤怠管理システム」を先行導入し、その後、全校に導入する予定です。

また、本郷中学校が「学校における働き方改革推進事業に係る業務改善モデル校」として、今年度、栃木県教育委員会の研究指定を受け、その成果を広く普及する予定となっております。

さらに町教委としまして、各小・中学校に授業等、教育課程の見直しや会議、研修の精選、外部人材の活用、タブレットあるいはデジタル教科書や教職員の校務も支援する支援ソフトの活用、平日の業務改善に係る取り組みを行ったり、働きやすい職場環境づくりを考えたりするなど、各校で工夫した取り組みを進めることをお願いしてるところでございます。

「学校における働き方改革」は、教職員が心身の健康を保つとともに、一人一人の児童生徒と向き合う時間を確保し、質の高い教育活動を推進することを目指しております。今後も町の「部活動基本方針」も含め、家庭や地域、関係機関の皆様のお一層のご理解とご協力をお願いして参りたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 再質問に入りたいと思いますけども、今、町長の答弁では、残業あるいはノー残業デーの取り組みについてお話しをいただきましたが、残業時間の短縮というものは現在どの程度あられているのか。こういった働き方改革が始まってから、その成果がどのようなものなのかについてお伺いいたします。

次に、ノー残業デーの取り組みでございますが、私が在職中からもノー残業デーの取り組みがありましたが、なかなか職場の現状は時間になっても退席しないで仕事に追われてるような現状であります、そうした中で、このノー残業デーで残業がない分をどのように対処しているのかお伺いします。

また、教育長についての今の答弁でございますが、働き方改革の教委方針ということで、その方針に基づいてやっておられるということでございますが、同じく教職員が学校に滞在してる時間などについてはどのように短縮されているのか、その辺のところも詳しくお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。残業時間の短縮に向けての成果ということでございますけども、年度間の残業時間の集計ということは詳しくはしてございませんので、詳しくは申し上げられませんが、残業時間については短縮してる方向で進んでいると思っております。

ノー残業デーを実施することへの対応ということでございますが、職員の増員ということに関しましては、平成27年度に194人でありましたものを、令和元年度には205人、これ、行政職員となりますが、4年間で11人の増員を図っているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 教員につきましては、残業手当はないものですから、時間外の集計はできておりません。ただし、今年度からパソコンを使用しまして、出勤、退勤時間を把握することを進める予

定になっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 毎年私らの、私の母校でもある本郷小学校、本郷中学校、これを対象として、そこを卒業した地域の議員たちで懇談会を年1回やっております。

そうした中で、働き方改革はどのように考えて取り組んでいるのかというふうな質問を、その懇談会の中でさせていただきました。そうしたら、難しい顔をしたような、返答に困ったような状況下であります。そうした中で、実際、働き方改革は教育現場でできるんですかと、無理なんじゃないですかっということをお自身もお話しした経緯がございます。

今、教育長が時間外勤務の集計がないと、手当がついてないというふうなことでございますけども、この辺のところは働き方改革の一番重要なところなんではないかというふうに思います。この辺が解決しなくて、働き方改革は教育現場ではあり得ないというふうに私は思っております。その辺のところを教育長はどのように受けとめているのかお伺いします。

また、町執行部のほうの答弁でございますが、ある程度残業というものは減っているというふうなお話でございましたが、役場の残業の行い方は、条例にでも載ってますように、「上司の勤務命令を受けて残業する」というふうなことになっております。これは今でも確実に行われているのかどうか、この辺のところをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 教職員の時間外勤務につきましては、教員の給与特別措置法というものに基づきまして、一律に給与の4%が付くことになっております。この辺のところは国の制度ですので、その辺のところを改めて、さらにそれを撤廃して時間外手当というような声も出ておりますけども、その制度の改定にはちょっと時間がかかるのではないかと思います。

そのような中で、教育委員会としましては、先ほどと重なりますけども、教職員の意識の改革を呼びかけ、またICT機器の活用、あるいは、今年度からスタートしました学校運営協議会によって地域の皆様の学校へのご支援をいただいたり、ボランティア等でのご支援、地域の教育力を学校に集約、集結させていただく、そのような取り組みの中で、少しでも働き方改革が進められればと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 残業時間が勤務命令簿に基づいて実施されているかということでございますが、残業につきましては総務課で取りまとめございまして、勤務命令に基づいて時間外が行われていると承知してるところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 じゃあ、現実的に、総務課長は他の課の状況は分からないかと思うんですけども、総務課としては部下からの報告を受け、総務課長が残業する、じゃあ、わかったよというふうなことで命令を下してるということよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。残業を行う前に報告を受けまして、その残業が終わりましたら、翌日になりますが、報告を受けてるといようなことでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 私も在職中によく記憶にあるんですけども、職場にあっては恒常的に残業をしていると、大変忙しい中で気の毒だなというふうに感じております。通常、私らの立場であったときには、残業を8時ごろまで3日間続けると、もう嫌になっちゃったというふうな状況でございました。この辺のところを是正していく働き方っていうのが、真の働き方改革に基づくのではないかなというふうに思います。

そして、先ほど教育長が申し上げました、時間外の集計はないと、給与の4%が残業だということで、その4%を時間外に換算すると、4%を超えるような学校での滞在期間が各教員は持っているがと思うんですが、その辺のところを状況はどうなっているかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 はい。4%という根拠は、20年、30年前につくられたものというふう聞いております。それは、その当時の実態から比べると、現在の学校での教職員の仕事というのは比べ物にならないくらい増大しているのではないかと、そのように受け止めております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 早く言えば、企業で言えばブラックっていうことで、教育長、どう思います？

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 教員の時間外の勤務というのは、命令されての時間外勤務をしてるようなものではなく、教員がやはり、難しいですけども、ある意味、自主的に、あるいは自分がよりよい授業をしたい、よりよい仕事をしたいというところから出てきてるところも多いんじゃないかと思っております。

そういう中で、それで進めていくと、やはり教育の現場というものはやはり、好ましい状況ではないし、また、最近は若者が教員を目指す若者が少なくなっている、採用試験の競争率などにもそれらが反映されてるといようなことも話題になっているので、その教育の現場をよりよくしていくのは、私たち教育委員会の者、あるいは、教育現場に今携わっている者の努め、若い人たちに対しての努めではないか、そんなふうにも考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 教育長が今話したような話は、同じく学校との懇談会をしたときに、そのときの先生も言ってました。「我々は使命感に基づいてやっています」といふふうなことで、私が聞いたかったことから逃れられちゃったような気がしますけども、教職っていうのはそれなりの使命感がないとできないものかなというふうに思っています。

それで、そうした職場の勤務状況の中、どこの会社でも有給休暇が幾日間ありますよと、いふふうなことで認められていますが、その有給休暇の取得状況はどうなっているのか、町執行部と教育長のほ

うにお伺いたします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 有給休暇の取得状況ということでございますが、平成29年度につきましては、平均取得日数が10.9日となっております。平成30年度につきましては、平均取得日数が13日ということになってございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 町内全体の年次休暇の取得率は、全体で29.9%というような昨年度の調査でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 教育長が言った29.9%っていうのが何日か分かりませんが、ほぼ3割近く、与えられた休暇の日数を取得してるというようなことですね。町のほうも29年度は10.9、30年度は13ということで、ほぼ職員も必要に応じて休暇を取っているのかな、というふうに受けとめてるところでございます。

それで、せっかく与えられた有給休暇なものですから、民間企業によっては、組合が強いところでは、休暇を買い上げるとか、休暇を取れと、取らなくちゃだめだ、というふうなことで指導してるような職場もございます。本人の勤務常勤を見ながら、仕事量を見ながら、有給休暇を取りやすい職場の改善もしていくのが必要なんではないかなというふうに思っております。

次に、最近、県内の市町村、あるいは全国の民間企業でも、「育ボス宣言」ということで、例えば自治体で言えば部長級制があるところは全部長、首長を含めて、市長を含めて、副市長、首長が育ボス宣言ということで宣言しております。私が調べた県内の市町では、下野市が育ボス宣言、29年の9月、小山市が30年10月、真岡市が29年9月で、栃木県におかれましても、もう28年9月ということで、育ボス宣言をしております。

「育ボス」っていうのは、皆さんもご存知かと思いますが、私生活で育児や介護をする部下をワークライフバランス、先ほど総務課長が話しましたけども、仕事と私生活の調和を考えながら応援する経営者のことで、そして、業績の成果を出し続け、自分自身も仕事、私生活を楽しみ、充実させることができる人を「育ボス」ということでございます。これらを実践することによって、宣言内容にもよりますが、これらを実践することによって男女共同参画社会の取り組みの1つにもつながるというようなことも言われてます。

例えば真岡市の育ボス宣言ですが、これは市長、副市長、部長、課長級等が、部下に対して私はこうやりますからと、あんたたちも遠慮しないで休んでください、なんていうふうな内容になってるかと思います。真岡の育ボス宣言を朗読しますが、「私は職場でともに働く部下のワークライフバランスとキャリア形成を応援するとともに、仕事上の成果と責任を果たしつつ、みずからも仕事と私生活を楽しむ育ボスとなることをここに宣言します」というふうに宣言し、有給休暇の取得や、仕事と育児や介助の両立する職員を応援するとかというふうな、4項目書いてあります。こういったことを上司自らが宣言、

自らが実践することによって、部下も福利厚生関係で有給休暇等も、残業のやり方も変わってくるんじゃないかな、というふうに思っています。

そこで、今、申した育ボスの取り組み宣言について、町はどのように受けとめているかお伺いしたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。育ボスでございますけども、女性の活躍推進ということを考えますと、育ボスは大変重要であると考えておりますし、また、そうした人材を育成することが求められていると感じてるところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 この働き方改革っていうのは、教育委員会、学校教育の現場、上三川町の職場の現場を比較してみますと、役場のほうが職場改革、働き方改革に取り組みやすいんじゃないかなんていうふうに思っております。多分この育ボス宣言は、今私の調べたところ、下野市、小山市、真岡市、栃木県ということではありますが、多分ほかの自治体もこれにならって育ボス宣言をする市町が、これから先、どんどん出てくると思えます。そうした中で、上三川町も働き方改革に乗りおくれられないような育ボス宣言をするよう、早急に検討していくことが必要んじゃないかなんていうふうに思っています。

そして、教育の現場でありますけどもが、やはり、上司が育ボス宣言をして、その部下である先生たちが育児や仕事が両立でき、遠慮なく職場を休むことができるような体制を整えるためには、この育ボス宣言を今後検討し、早期に実践する必要があるのかなんていうふうに思っております。

そんなことで、育ボス宣言は第4次安倍内閣の肝いりとも言われてます。ほかの市町村に乗りおくれられないような形で実践して、改革していつてもらえればなんていうふうに考えておりますので、今後ぜひとも検討していつてもらいたいと思えます。

1点目の質問については以上で終わります。

次に、2点目の質問であります。最近殺伐とした事件が国内で多発し、尊い命を奪うなど、世間を震撼させています。本町でも安全で安心なまちづくり対策は、消防、防災、交通安全、防犯体制などが講じられていますが、そして、特に社会的弱者と言われる人たちに対する安全・安心対策は必要なものであります。

第7次、町の総合計画の中では、「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち」の実現に向け、町は全力で取り組む」というふうに言われております。そうした中、第2章では”子ども・健康・福祉”のまちづくり、内容といたしましては、子育て支援の充実、学校教育の充実、社会福祉体制の充実、高齢者支援の充実、障がい者支援の充実などが提唱されていますが、その実現に向けてはいずれにおきましても広い意味での安全・安心、施設の充実や支援体制、安全対策は最前提となるものと考えられます。

そこで、通告いたしました2点目の質問であります。いわゆる社会的弱者と言われる方々への安全で安心なまちづくりの取り組みについて、高齢者、子どもたち、障がい者を持つ方々が安心して暮らせるまちづくりの取り組みについて、町はどのような施策を持っているのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問のうち、高齢者及び障がいを持つ方々への施策についてお答えいたします。

まず、高齢者に対しましては、第7期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画の中に、「地域包括ケアシステムの深化に向けた目標」として、重点的に推進を図る6つの目標を掲げております。その1つに、「見守り体制の充実と権利擁護」の推進を図るという目標を掲げており、高齢者の虐待防止事業や見守りネットワークの拡充を図ることとしております。今後も引き続き、地域包括センターを中心とする関係機関等が連携し、的確に対応するとともに、協力者との組織化、ネットワーク組織の充実を図って参ります。

次に、障がい者に対しましては、第2次障がい者基本計画において、「共に助け合い 自分らしく輝けるまち かみのかわ」を基本理念に、「地域生活の充実」「療育・教育体制の充実」「雇用・就労の推進」「情報・コミュニケーション手段の確保」「理解と交流の促進」「生活環境の整備」「保健・医療の充実」「権利擁護の充実」「余暇活動・社会参加の促進」の9つを施策の柱とし、障がいのある人もない人も、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進して参ります。

以上で高齢者及び障がいを持つ方々に係る答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 教育長。

(教育長 森田良司君 登壇)

○教育長【森田良司君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えします。

去る5月28日の神奈川県川崎市にて、痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、本町では登下校時の安全確保のため、6月4日に上三川小学校体育館において、下野警察署主催による通学路安全確保緊急会議が、町、社会福祉協議会、町教委も連携し、開催され、学校関係者、スクールガード、見守り隊、交通指導員の方々等を対象に、防犯講話や不審者発見時の対応訓練等が実施されました。

通学路につきましては、教職員による安全確認、スクールガードや地域の安全見守り隊といった地域の方々からの日常的な情報提供や、2年に1度、学校ごとに、警察、道路管理者、学校、町当局も連携し、合同で通学路の点検を行い、通学路の安全対策等に努めております。昨年度は、国において「登下校防犯プラン」が取りまとめられ、防犯の観点による通学路の緊急合同点検も実施しました。

また、本町における見守り体制につきましては、民間警備会社による防犯パトロールや、地域の方々で構成されるスクールガードによる通学路等の見守り巡回を行うとともに、スクールガードリーダー3名が3つの中学校区をそれぞれ受け持ち、学区内の巡回指導や学校への安全に対するアドバイスを行っております。さらに、町社会福祉協議会の事業においても、「地域の安全見守り隊」や「機動部隊」の方々や小中学校の登下校時間にあわせて見守り活動を行ってくださっていると同時に、町では「子ども110番の家」を募集し、ご家庭や事業所にご協力をいただいているところです。そのほかの取り組みといたしましては、小学1年生への防犯ブザーの配付や、全小中学校の防犯カメラの活用があります。今後も地域や関係機関と一体となって、子どもたちの安全確保に努めていきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 川崎の19人殺傷事件っていうものは、本当に社会を震撼させた事件でもあります。そしてまた近年ですと、高齢者の大きな自動車事故、そして特にここ、ニュースで話題になっております千葉県の子ども虐待、あるいは北海道での子ども虐待ということで、子どもたちが死に至っておりますが、教育現場での虐待の把握っていうものに対してはどのように努力されているのかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学校におきましては、虐待あるいはネグレクトのおそれがあるというときには、教育委員会を通さず、直接当局のほうに連絡を預からせていただいているところでございます。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 千葉県の事件でも、いろいろ結果的に問題があったと。虐待を親に隠されて、子どもが死に至ってしまったと。北海道の事件でも、近所の方が大きな泣き声が聞こえて、関心を持ってどうしたんだろうというふうな中で、やはり児童相談所と警察のほうでの取り組みが不十分であったというようなことで、大きな事件につながってしまいました。ぜひともこのようなことが本町では起きないように、注意深くおのおの見守っていく必要があるのではないかなというところで、今後ともお願いしたいと思います。

それでまた、別な面での安全・安心っていうことでございますが、上三川町の第7次総合計画の中で、ページ数で言うと61ページなんですけど、これは地域生活の必要性ということで、障がい者の福祉の取り組みというふうな中なんですけど、その61ページの2番として、「地域生活の支援」、障がい者に対する、その中の(5)番で住環境の整備。「障がい者が町内での自立した生活が送れるよう、共同生活援助(グループホーム)等の居住系サービスを実施する事業所の誘致に努めます」というふうなこと、やっぱりこれらのことが整備されますと、障がいの方もさることながら、障がい児を持つ方の保護者も安心な日常生活が送れるかと思いますが、今言った共同生活援助、グループホーム等の居住系サービスを実施する事業系の誘致に努めますということではありますが、この部分についてはどのように町は取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。共同生活援助、グループホームについてでございますが、こちらにつきましては第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画、これは平成30年3月策定のものでございますが、そちらの中で、居住系サービスの利用者の動向ということで、地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主に夜間に共同生活を営む住居での相談や日常生活の援助を行うものとして定められておまして、これまでの動向としまして、町内には現在グループホームはございませんが、町内のグループホームを利用する方としまして、平成27年度では実績値21名、28年度は23名という実績が計画のほうに載せられております。また、将来的な計画としましては、見込み量ということで、平成31年度27、32年度には30ということで見込み量を計画書の中に載せております。

ただ、こちらグループホームにつきましては、昨年度2月に町長と語る会、これを行いました中で、グループホームについての町民の方からのご質問があり、その中で町長は、「地域で密着して安定し、

安心して暮らせるようにするためには、グループホームの住環境は必要不可欠である」という答弁をしております。ただその中で、町ではグループホームを整備し、運営する法人に対しまして、最大500万円の補助金を行っている。その補助金を利用してグループホームを整備し、運営していただける法人があらわれるよう、積極的にPRしていきたいということをお答えしております。

健康福祉課としましても、そのような方針に基づきまして、今後進めていきたいと考えております。以上です。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 必要に応じてその施設に町は500万円の補助をするというふうなことでございますけれども、私が思うのに、保育所を町が整備して民間で運営させる、そして、そこへ運営資金の補助を流すというふうなことで、町が整備したところに民間企業が入って保育所経営をする、あるいは、福祉作業所なんかにおいても町が整備して、そこへ障がいを持つての方が入り、そこで民間の委託業者で運営していることと思っておりますが、このグループホームの施設についても保育所と同様な考えで、町が整備してやるということではできないのかどうか、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。グループホームを公設民営でできないかというご質問でございますが、こちらにつきましては、現在、県内の各市町見渡しましても、公設民営で行っているものはございません。できないということではございませんが、上三川町におきましても、先ほど申しましたように、まずは補助金を利用して事業者を設置していただきたいというのがまず第一でございますので、そちらの方向で進めていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 保育所のように公設民営でできないことはないというふうなことでございますが、保育所が公設して民営で運営するっていうことができるということであり、グループホームもできないわけではないというのでございますので、ぜひともこれを町で整備し、民間運営ができるように行うよう検討していければというふうに思います。

それをお願い申し上げまして、第2点目については終わりにしたいと思います。

時間もなくなってしまいましたが、第3点目に、道の駅について。本町の道の駅の整備について、町はどのように考えているのかについて質問いたします。

この道の駅については、平成29年9月議会で質問した経緯がありますが、それから時間が経過しておりますので、現在の町の考え方を伺いたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

「道の駅」につきましては平成5年に創設された制度で、市町村等から申請に基づき、国土交通省道路局で登録を行っております。平成31年3月19日現在時点で、全国に1,154カ所が登録されております。栃木県内では24カ所が登録されております。

「道の駅」の目的は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境を提供し、あわせて地域の振興に寄

与することとされており、その機能として、「休憩機能」「情報交流機能」「地域連携機能」の3つが挙げられます。また、道の駅を有効活用し、地域の文化、歴史、名所、特産品などの情報を提供することにより、道の駅を地域の「核」として農産物の販路拡大やPR、地元商業の活性化など、経済効果を上げることが大いに期待できますので、地域活性化の起爆剤に成り得る施設であると考えております。

そういったことから、「道の駅」の必要性については十分に認識しておりますが、設置に当たりましては施設の場所の選定や管理運営方法、さらには財源の確保など、多くの課題がございますので、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 時期と場所はいずれにしましても、引き続き調査・研究をしていくというふうな前向きな答えでありますので安心しました。

ただ、町長が今言いましたように、全国で1,154、私が質問した平成29年では、4月現在で全国で1,117カ所、29年4月で1,117カ所、31年3月で1,154カ所、37カ所、もう新しいものできているということでございます。この辺の数字の中に乗れるように、今後とも考えていってほしいなと思います。

栃木県の「道の駅」の状況と申しますと、現在「道の駅」というものがないのが、上三川、野木町、鹿沼、鹿沼は「まちの駅」というのがありますけども、そして高根沢町。野木町については、「道の駅」設置について庁舎内で研究会を設けて検討してるということでもあります。高根沢町については、「元気あつぷむら」で現在整備中と、間もなく「道の駅」ができるということです。そうすると、栃木県の自治体25カ所の中で、「駅」という有効な、地域活性化の有効になる施設がないのが、近い将来、上三川だけになってしまうんじゃないかということで、私は懸念しているところでございます。

それで、上三川町は高規格道路の新国道4号、そして北関東横断道路、西に行けば東北縦貫道といった、道路にはかなり恵まれた好条件の位置にあるものですから、今後ともぜひとも検討を早急に進めていってほしいなということを願いつつ、私の質問を終了させていただきます。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時04分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、通告順序に従いまして、私は2点の質問をさせていただきます。

まず最初にですね、障がい者に対する施策についてということで質問したいと思います。

来たる2020年には東京オリンピック・パラリンピック、2022年には本県を会場にしていちご一会国体と、次から次へと大きなスポーツイベントが開催されますが、そういったビックイベントにおいては障がいを持つ方のスポーツも脚光を浴びているやに感じております。しかし、身近な状況を鑑みるに、もちろん、町の高齢者、身体障がい者スポーツ大会などはあるにしても、障がいを持つ方々が日常的にスポーツに親しめるような施設や機会が少ないのではないかと思います。

そういったことを踏まえまして、障がいを持つ方々が自由に利用できる、ある程度特化された施設があってもいいのではないかとの思いから、まず第1番目に、障がいを持つ方が日常的に楽しめるスポーツ施設の利用や、施設を整備することの考えはということを第1点目に。

また、障がいを持つ方々の勤労意欲を行政として受けとめて対応する必要があるのではないかとの観点から、2点目に、障がいを持つ方が生きがいを持って暮らせるように、農福連携、これは農業と福祉の連携をもって相互の複合的な効率を求めるものですが、そういった農福連携などの取り組みについて町の考えは、について質問したいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

(健康福祉課長 梅沢正春君 登壇)

○健康福祉課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

障がいのある方が健康の増進と社会参加の促進、生きがいのある豊かな生活を送るためには、スポーツは大変有効的なツールであると考えます、現在、県内には宇都宮市内に2カ所、足利市内に1カ所、障がい者スポーツ施設があります。その中でも障がい者スポーツに特化し、活動の拠点として整備された施設は、県が設置した「障害者スポーツセンター、愛称”わかくさアリーナ”」のみでございます。

現在、本町には障がい者スポーツ専用の施設はございません。また、町が障がい者スポーツに特化した施設を整備する予定はなく、体育センター等、既存の施設をご利用いただくことになります。

なお、特定非営利活動法人である「栃木県障害者スポーツ協会」には、障がい者スポーツを行う個人、団体などの依頼に応じ、ボランティアの中から適任者を紹介する「スポーツボランティア人材バンク」制度がございますので、この制度を周知することにより、障がいのある方が地域で継続的にスポーツを楽しめるよう、ソフト面での支援をしていきたいと考えております。

次に、2点目についてお答えいたします。

農業従事者の高齢化や人手不足という農業の課題と、障がい者などの働く場を求める福祉の課題等をかけ合わせ、相互に良好な解決を図る手法である「農福連携」であります。現在、本町においては、農業に特化した就労支援はしていません。

なお、障がい者就労支援事業の取り組みをしている「とちぎセルフセンター」と、県の農政部門が共同受注窓口となり、「農福連携のマッチング」を平成30年度からスタートさせ、数多くの連携が生まれております。昨年度のマッチング契約件数を申しますと、県全体では24件、うち、町内の福祉施設は3件でありました。

このように、県等が窓口となり農福連携を推進していることから、本町としましては、適宜、県やセルフセンターの情報を関係機関等に提供し、情報共有を図ることにより、農業を希望する障がい者への就労を支援していく考えであります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 町ではですね、施設を整備する予定はない、また、県内にもですね、宇都宮、足利、それと「わかくさアリーナ」程度しかないということですけども、そういったものに対してですね、障がい者の利用を促進する上でですね、先ほど課長もお話しになりましたように、周知とか広報をですね、どのようにしているのか伺いたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 現時点におきましては、改めて障がい者の方にそのような周知をしている現状はございませんが、今後必要に応じて実施していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 町内の施設においてもですね、利用に当たっては健常者、そういったことを優先して使わせているという現状ではないかと思っておりますので、障がいを持つ方がですね、自由にスポーツを楽しみたいときにやれるような案内っていうかですね、そういったものをやるか、むしろ、あと一部をですね、多少お金がかかっても、障がいを持つ方々が自由に利用できるような場所ですね、そういったものを、整備っていうんじゃなくて改修でも結構ですので、そういった形で障がい者のスポーツをやりたい、体を動かしたいっていうニーズに応えられてはいいかなとは思いますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 まず、先ほど周知の話でございますが、障がい者の方が何かスポーツをしたいということであれば、例えばですが、こちらの障害者福祉ガイドのほうには、県内でやっております障がい者の方のスポーツ団体についてのご紹介とかはしております。そのぐらいの周知しか今のところできてない現状ではございます。

また、施設の改修ということでございますが、現在町にあります運動施設の改修となりますと生涯学習課のほうで担当となると思っておりますので、そちらのほうで答弁させていただきます。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 スポーツ施設を管理しております生涯学習課では、障がい者のスポーツに特化したスペースというものは今のところ考えてはおりませんが、体育館の国体に向けた施設整備の中で、県内での施設整備では当たり前のことかもしれませんがバリアフリー化ということで、建物の入り口にはスロープを設置するのは当然ですし、建物内、こちらには新しくエレベーターを設置しまして、それと建物内の段差ですね、こちらは今度の増築改修工事にあわせて改修する予定となっております。また、トイレの改修ではトイレ内に手すりをつけたり、多目的トイレ、これを1階と2階にも整備するというような計画となっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 これはお金のかかることですから、一概には言えないと思うんですが、今、生涯学習課長がお話しになられたように、改修にあわせて障がい者にも優しい施設になるということがあ

りましたが、そういった中でですね、例えば、私、先ほど施設の改修っていうことを申しあげましたが、そればかりにこだわるのではなくて、例えば体育センターアリーナの一部分をですね、ネットフェンスでガードして、そこを障がい者、障がいを持つ方々が利用になるときはそこを使っただくっていうようなことも考えられると思いますので、それについては十分ですね、内部または指定管理者などと協議の上、障がいを持つ方々ですね、スポーツ意欲、動きたい、体を動かしたい意欲、それについてニーズに応えるべきだと思いますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【星野光弘君】 はい。議員おっしゃられますように、私の耳にも障がい者の方、外に出られる機会が欲しい、そういった意味で、スポーツ通じてそういうことが実現できないかということも聞いております。

そういった中で、先ほどおっしゃられました利用時の対応ですね、こちら、ちょっと確認しましたところ、ここ数年、障がい者と思われる方の利用がないという状況ではありますが、利用される方がいらっしゃれば、そのような対応は考えていくことになるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 障がいを持つ方ですね、利用実績がないっていうことなんですが、それにはですね、やはり利用しづらいっていうところもあると思うんですよね。ですから、積極的に障がいを持つ方でもスポーツをしたい、体を動かしたいっていう方については、こういった形でもできますので申請してくださいよと、そういった形の周知も必要だと思います。

また、先ほど私、周知をどのようにしているのかっていうことでお話ししましたが、確かに障害福祉ガイドにはそういったことは載っているとありますが、常にですね、定期的に広報かみのかわなどで周知をして、そういった方、県のわかくさアリーナとか、宇都宮市、足利市にもこういった形で使えますよ、それで、町の体育センターもですね、先ほど申し上げたように、ネットフェンスをガードして使うことも可能ですので、空いていれば使えますのでっていうようなことで周知する必要があると思えますので、よろしくその点についてはお願いしたいと思えます。

また、先ほどのですね、県内で農福連携行っているところが、県が指導して農福連携をかなり実績も出てきたっていうことですが、その農福連携を推進する上で問題点っていうのはどのようなものがあるでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。農福連携につきまして、議員からのご質問はデメリットということでございますが、まず、施設側、障がい者側のデメリットとしましては、通常、施設において作業、利用者の方にしていただくときには、利用者5人につき1名の職員をつけて作業をさせているという現状であります。これ、法律で縛られているということなんですが、例えば農福連携ということで農家のほうに作業に行ったとなりますと、それより少ない人間、人数、例えば2人しか利用がないという場合であっても職員を1人つけなければならない。そうなりますと、それ、残った方ですね、作業所において作業をしてる方の監督をする職員がいなくなると。そういうところで、まず職員側の配置が難しいということで、なかなか送り出せないというデメリット。

それと、あとは作業する圃場がですね、施設から遠方の場合には、やはり障がい者ですので、長距離の移動というのはちょっと危険、あるいは不安があるということで、その点もデメリットになっているのかと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 確かに一般的に考えるとそうだと思いますけど、さまざまな問題点はあってもですね、それをさまざまな知恵と工夫によって乗り越えていくことも1つの見識になるかと思います。お体が不自由であってもですね、特に農業などの手作業においては障がいを持つ方々が得意分野であるということもあり得るってということも十分考えられますので、課長、農政担当課とですね、十分にそういった面も、細かい面をですね、協議しながら、この農福連携について町独自でもですね、推進する必要があるのではないかと思います。町ではどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。先ほど施設側、利用者側のデメリットということでお話しさせていただきましたが、逆に、当然施設側にとってもメリットというものはございます。例えば働く場所が確保できる、それと工賃が向上する、それと、農作業を通して心身の機能の回復が図れる、それと、施設外で作業、施設以外の方と触れ合う中での作業ということですので、社会性が養われると。そのようなメリットもあります。

先ほど工賃が向上していることを申し上げましたが、栃木県の障がい者の方の平均的な工賃、大体190円台だということなんですけど、これ、農作業の場合には大体300円台ということで、工賃が非常に高い設定になっておりますので、継続した契約が結べるのであれば、比較的高めの工賃で安定した収入が得られるということで、施設にとりましても利用者にとりましても、非常に有効な方法だと思います。ということであれば、当然町としてもこの方向、支援していくのは必要なことだと思っておりますので、今後ともその方向で取り組んでいきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 障がいを持つ方々の勤労意欲、そういったものを尊重しながら生きがいの創出や意識の改革につなげることが、市町の、市と町、特に上三川町ですね、施策形成の上でも大切だと思うので、そういったことをですね、十分に勘案しながら、少しでも農福連携が前進していくことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

第2点目の質問ですが、虐待やパワハラ等の根絶に向けて。先ほどの同僚議員の質問にもありましたようにですね、最近各地で児童虐待やパワハラなどのニュースが新聞紙上やテレビ番組をにぎわせており、本日もですね、2件の乳児に関する傷害致死事件が発生したとの新聞報道がありました。悲嘆な思いに言葉を失うほどであります。そこで、私は児童に対する虐待やパワハラについて、町の取り組みを質したいと思います。

まず第1番目に、児童虐待を初めとして、さまざまな虐待やパワハラ等について、町ではどのような防止策を講じているか。

続きまして、児童を虐待やパワハラ被害から逃避、保護するなど、崇高な理念と高邁な精神を持たれ

ている里親に対して理解を深めるために、虐待やパワハラ被害から逃避、保護するなど、さまざまな要因による恵まれない子どもたちを受け入れていただける里親の方々について、町内の現状は、について。

また、仮の親として奮闘され、筆舌に尽くしがたいご苦労やストレスを抱えつつ里子の方に接している里親の方を、行政として少しでもいたわって差し上げるために、里親の方に対して町では助成をする考えがあるかということをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

(子ども家庭課長 田仲進壽君 登壇)

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

児童福祉法にも規定がございますとおり、全ての児童には適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、その他の福祉を等しく保障される権利がございます。

児童虐待は法で保障された児童の権利を侵害するものであり、町としてもその防止のためにさまざまな取り組みを行っているところでございます。具体的には、児童の養育に関する各種相談窓口を設置しているほか、平成30年度には、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談窓口として、子育て世代包括支援センター「しらピヨ」を開設したところでございます。また、毎年11月の虐待防止月間では、子どもたちや保護者が発するSOSをいち早くキャッチするための児童相談所全国共通ダイヤル189の周知活動も行っております。そのほか、児童虐待リスクの軽減が期待できる産後ケア事業や、養育支援訪問事業を実施しているほか、今年度は子育て短期入所支援事業を新たにスタートさせ、虐待防止を強化する予定でございます。

ご質問の2点目についてお答えいたします。

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難、または受けられなくなった子どもに、健全な家庭環境のもとでの養育を提供する制度でございます。本来、子どもは自身が生まれた家庭において心身ともに健やかに養育されることが望ましいと考えておりますが、残念ながら、それがかなわない子どもがいるというのが現状でございます。家庭と同様の養育環境を提供できる里親は、そういった恵まれない子どもの心身の成長や発達により効果をもたらすと言われております。

また、実際に里親として活動されている方は、里親になる以前から研修や適性検査を受けて里親登録を行い、その後も里親となるために子どもとのマッチングや、関係づくりのために一定期間の時間を割いてきた熱意のある方でございます。社会で子どもを支える仕組みを整備していくに当たって、温かい愛情と正しい知識を持ち、子どもを支える熱意のある里親の存在は大変重要であると考えております。そういった里親制度を多くの方に認知していただきたいものでございます。

この里親制度は都道府県の事業ではございますが、町といたしましても広報紙等で随時周知を図っており、今後も県と協力しながら里親制度を広める活動をしてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目についてお答えいたします。

里親になるためには要件の審査があり、その1つに、経済的に困窮していないことが挙げられております。また、一部例外はございますが、里親になった場合は里親の手当のほか、一般生活費、教育費などが支給され、医療費につきましても公費助成を受けることができます。また、万が一、養育中のお子

さんに事故があり、賠償責任が発生した場合においても、「里親賠償責任保険」による補償が受けられるなど、費用面でのサポート体制は充実しております。したがって、現状では里親の方に対する助成のほうは考えておりません。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 はい。それでは再質問に移ります。

丁寧な答弁、ありがとうございます。虐待等についてですね、学校や福祉施設に対してどのような指導や通達を行っているのか、それについてお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。福祉施設ということでございますが、まず、高齢者の養護施設、そちらでの従業員による虐待につきましては、仮に町が通報を受けた場合、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を見た、発見された方は、速やかに市町村に通報するよう、努力義務が課されております。さらに、生命、身体に重大な危険が生じてる場合には、単なる努力義務ではなく、通報する義務が課せられております。施設従業者等による虐待が町に通報された場合、町からは県にまずは報告し、県との協力態勢をとることになります。県や町には施設や事業所に対する監督処分権限、例えば立ち入り検査、実地指導、改善勧告・命令、停止措置などが認められておりまして、この権限を適切に行使し、虐待の防止及び高齢者の保護を図ることとなっております。

町が指定権限を有する地域密着型施設に対して権限を有しておりまして、その処分を行うことができ、これ以外の施設については県が権限を有しているため、県が処分を行うこととなっております。

また、障がい者施設につきましては、障害者虐待防止法では、やはり町に通報があった場合、町は県のほうに報告いたしまして、障がい者の場合は、その後、障がい者の安全確認、事実確認、法に基づく権限の適切な行使などについては県の役割となっておりますので、県のほうで権限の行使、行うこととなっております。

また、施設に対しての指導ということでございますが、そちらにつきましては、それぞれ施設につきまして研修を行うなど、職員の指導、あるいは町に昨年度は、こちらは、養護施設に従事する従事者を対象にですね、高齢者虐待防止法の研修会を昨年度町が初めて実施するなどして、施設で働いている方の研修には努めております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【吉澤佳子君】 はい。学校ということがございましたので、学校関係についてでございますが、教育委員会のほうでは、平成31年2月8日の実施による児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を受けまして、虐待に関する基本概念や、学校、教職員等の役割や責任について、再度確認を行いまして、早期発見とその対応をお願いしているところでございます。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ただいまの答弁にありましたようにですね、文書、通達などの、指導、通達などの、十分行っているということで、課長の答弁にもありましたように、研修会とかを開いて、そうい

った虐待やパワハラ防止について努めているっていうことですよね。

それで、虐待やパワハラ防止についてですね、くれぐれも起こらないように、通達、研修会ばかりじゃなくてですね、担当者がですね、十分な知見を持って学校ないしは福祉施設への訪問指導、そういったものが必要と考えますが、そういったところ、訪問指導については現状はどうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【梅沢正春君】 はい。今まで町職員によります福祉施設へのそのような指導、立ち入っての指導というのは特に行っておりませんでした。ただ、最近の状況を見ますと、そういうことも必要であるという認識は私個人としては持っておりますので、今後ちょっと検討していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ぜひですね、行政としての指導力を発揮していただければありがたいなと思います。

次に移ります。

質問の2番目のですね、里親制度についてなんですけど、里親の方が日常の里子さんの子育てストレスから一時的に解放される時間、いわゆるレスパイトのときにですね、里子の方を町の子育て支援センターや保育園等に預けられるような仕組みをつくり出しまして、月に一度でもいいから行政として里親の方をいたわるべきと考えますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 ただいまレスパイトケアについてですね、ご質問をいただいたかと思えます。このレスパイトケアについて少しご説明させていただきますけれども、そもそも県の事業で里親制度を行っている中で、里親の方が一時的に休息が必要、休息のための援助を必要とする場合に実施するものでございまして、里子を預ける先につきましては、乳児院、児童養護施設等、またはほかの里親に限定したものということで、県のほうの実施事業としてとり行っているところがございます。

それは県のほうでやっていることでございまして、それとは別に、レスパイトケアではなくなりますが、レスパイトケア的なものとして町で独自にできないかというようなご質問なのかと思えますけれども、町といたしましては、保育所で行っている一時保育等、これは里親さんに特化して、特に優先的ということもございませんけれども、一般の方と同様に、一時的な保育等をご利用いただくことは可能だというふうに認識しております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 確かに県の事業かもしれませんが、町としてもそういった里親の方をですね、応援するっていうような気持ちを持ってですね、一時保育、そういった形、あとは子育て支援センターでお預かりする、そういったことをですね、特例って言っちゃ、大変申しわけないんですが、そういった形で何とか助けてあげられないかなと思いますので、その辺についてはよろしくご検討をお願いしたいと思います。それについて、さほど経費もかからないと思いますので、工夫と努力で何とか乗り越えられる障壁じゃないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、里子の方をですね、町内の保育園に入園させたいとするときに、むしろその里子の方の優先順位をですね、多少上げて、そういった方も積極的に受け入れるような体制をとるべきとは思いますが、どうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 はい。保育所、保育園入所の関係でございますが、里親制度の中でですね、保育園の入所については厚生労働省から出された通達がございます、里親の就労等によってですね、その里親の方に、国のほうは委託という言葉を使っておりますけれども、その里子のお子さんを預けることを委託と言ってるわけでございますが、その委託される児童の保育の必要性が生じた場合ですね、つまり、里親の方がお仕事等がしなければならぬといったことで、日中その子を見ることができない、つまり保育の必要性が生じた、そういった場合に限ってであるかと思いますが、あくまでもそういった場合で、なおかつ、児童の最善の利益、これが保証されてなければならないという、そういった観点もございますし、里親の委託を継続することが適切かどうか、それを児童相談所で見きわめることになっております。児童相談所のほうで里親の委託が適切と認められた場合は、保育所へ入所することを妨げないというような、そんな国の通達が出ております。

それを受けますと、町のほうで受け入れ体制は整えてあったとしても、あくまでも児童相談所のほうでどう判断するかというところが重要なところになってくるかと思えます。ちなみに、町のほうとしましては、保育所の入所の際、選考する場合がございます。選考してるわけでございますけれども、その選考基準の中に点数表、加算項目等がございます、その加算項目にはですね、虐待等のおそれがある、社会的養護の必要性がある場合については加算するというようなことで選定のほうを行っております。要するに、そういった児童が入所を希望されたときには、加算項目がかなり点数的にも大きいので、優先的に入る可能性が出てくると。あくまでも保育園のほうに空きがあつての話でございますが、そういったことで保育の選定は優遇されてるところはございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 さまざまな本当に障がいがあると思うんですよね。ですけども、よく児童養護の観点からですね、本当によりよい方策を練ってほしいと思えます。

それでは次に移りますけども、県ではですね、今の里親の制度について、毎年1回、普及啓蒙と児童養護を推進するためにですね、里親大会っていうのを開催しているそうであります。担当課においてはですね、そういったものに参加して知見を深めて、認識を新たにすることも必要だと思えますが、担当課としてどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 はい。今、議員がおっしゃった里親大会というのが、毎年、里親月間ですね、10月だったかと思いますが、里親月間に大会が開催されているということは認識しております。今まで日曜日であったり、業務的にちょっと時間がとれなくてということで、私どもの職員が里親大会に参加するということは今まで、正直言いましてありませんでしたけれども、先日、里親の方ですね、お話する機会がございまして、その方からもぜひというようなお話いただきましたので、今

後は町が積極的に里親制度の周知をしていく上でも、知見を広めるようなことが必要かなというふうに考えておりますので、参加のほうも検討していきたいというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ぜひですね、そういったものに参加して、刺激を受けて、仕事にも役立ててほしいと思います。

先ほどのですね、課長の答弁にありましたように、養育里親に対して必要経費等が支給されてるってことですが、それについては国費、国の資金でしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 基本的にですね、里親手当、それから一般生活費、その他の教育費、医療費等については、国費2分の1、県費2分の1というような財政措置のもと、給付されてるものがございます。

そのほかにですね、栃木県独自に給付しているものもあるというふうに聞いております。具体的には、高校入学の経費であったり、先ほどの答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、損害賠償関係の費用ですね、そちらも栃木県独自に用意した経費があるというふうに聞いております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 国、県で全額補填ってことであるんですが、里親の方に対してですね、形はいずれにしても、町からもですね、慰労金等、額はいずれにしましても、そういった金品を支給してご労苦をいたわることが必要だと思います。ぜひ検討していただければ幸いです。

さらにですね、ほかの市や町で、国費、県費以外に市や町独自に里親に対して助成しているようなケースはあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【田仲進壽君】 はい。この里親の関連する一般質問が出されてから、町のほうとしましても調べました。県のこども政策課にも問い合わせをいたしました。それから、近隣であります宇都宮市、真岡市、下野市、壬生町にも問い合わせをしてみました。そういった問い合わせをした結果でございますが、ほかの市町独自にですね、里親に対する助成をしてるようなケースはないというような結果でございました。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ちょっと私ですね、ひねくれてるかもしれませんが、ほかの市町でないものだったらなおさらですね、金額の多寡はいずれにしても、そういった慰労金的な要素の金品を支給することは、里親を大切にする町、里子の方を大切にする町としてイメージアップにもつながるんじゃないかと思います。どのような児童にも優しく接し、育てている町として、大きなイメージアップにつながると思いますので、今後ともですね、町民に里親制度の重要性を周知、広報するとともに、虐待防止と里親制度の理解の高い町になれば素晴らしいことだと思います。担当課としましてはですね、それぞれに知見を高め、理解を深めて、こういった虐待等、パワハラ防止並びに里親制度の充実した町って

いうことで邁進してほしいと思います。

以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。

---

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時01分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

---

○議長【田村 稔君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・小川公威君の発言を許します。5番、小川公威君。

(5番 小川公威君 登壇)

○5番【小川公威君】 通告に従いまして、質問を始めたいと思います。

今回私は、ふるさと納税について、道路歩行者の安全確保について、道路整備についての3点について質問いたします。

まず、ふるさと納税について質問いたします。昨年、一昨年と過去2回、ふるさと納税について質問させていただきました。今回で3回目になりますが、つい先日、6月1日から新たにふるさと納税指定制度が施行され、総務大臣による指定を受けない自治体に対する寄附はふるさと納税の対象外になり、募集を適正に実施すること、返礼品は返礼割合3割以下で地場産品とすることなど、基準が変更になりました。よって、一時過熱気味だった自治体間の競争もこれで少し落ちつくのではないかと考えられますが、そもそも我が町はその競争にあえて参加せず、身の丈に合った、本来の趣旨に沿った制度運用を行っておりましたので、基準が変更になっても影響はないと思いますが、ここで改めてお聞きします。

現在までの実績を踏まえ、今後はどのような方針で進めていくのか。明確なる答弁、お願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、寄附される方々の自治体に対する貢献、または応援したいという思いを実現する制度です。寄附の実績といたしましては、平成28年度が27件、平成29年度が452件、平成30年度が583件の申し込みを受け付けており、寄附件数は増加の傾向にあります。これは平成29年度からふるさと納税をインターネットで申し込みができるようになり、利便性が向上したことによるものと考えております。

これまで、ふるさと納税という制度を町外に住む方々に対して上三川町をPRする手段の1つとして活用してまいりました。今後ともインターネットを活用するなど、ふるさと納税をされる方々の利便性を確保しつつ、すぐれた地元特産品をふるさと納税の返礼品として使用し、地元特産品を通して本町の魅力を発信することにより、本町を応援してくださる方を増やしてまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 町長の答弁のほうで、平成28年度からの返礼品の件数のほう、お聞きしましたけども、増えてるということですけども、この返礼品のですね、過去、平成28年度からで結構なんですけども、返礼品の品目、さらにその寄附金のですね、用途の指定なんかあった場合は、その件数をそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 まず、品目でございます。平成28年度に多いものとしては、にっこりが14件ございまして、スカイベリーが8件あったということになってございます。コシヒカリが2件で、とちおとめが1件というようなことでございます。

平成29年度につきましては、一番多いものがスカイベリーとなってございまして241件、続きましてにっこりが128件、とちおとめが57件、コシヒカリについては16件、かんぴょうの詰め合わせが8件、ジャムの詰め合わせが3件ということでございます。

平成30年度につきましては、一番多いものがスカイベリーとなってございまして401件、にっこりが136件、とちおとめが24件、かんぴょうの詰め合わせとジャムの詰め合わせがそれぞれ6件というようなことになってございます。

続きまして、用途別の実績っていうことになってきますが、子どもたちの健全育成、教育施設整備のための事業ということに関しましては、平成28年度につきましては11件で35万円の寄附がございました。平成29年度につきましては64件で73万5,000円、平成30年度につきましては94件で98万3,500円の寄附となっております。

誰もが元気になる健康福祉のまちづくり事業、この事業につきましては、平成28年度が4件で1,009万2,000円、平成29年度は30件で129万8,000円、平成30年度は30件で24万6,500円。

指定のないものが、平成28年度14件で49万、平成29年度は367件で384万2,000円、平成30年度は472件ございまして746万というようなことになってございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 今、課長のほうからの答弁聞きますと、スカイベリーとかにっこりとか、フルーツ系の返礼品が多く出ているようですけども、やはりこれはあれですかね、時期的に例えば秋とか冬、偏って寄附があるんでしょうかね。時期的なもの。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 スカイベリー、にっこりにつきましては、農産物ということになってございますので、季節限定ということで出しておりますので、当然時期によって寄附件数というのはばらつきがあるということでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それで、例えば一度寄附した人がまた再度寄附をしていただく方なんていうのはいるんでしょうか。もし数字があれば教えていただけませんか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 そういった調査はしてございませんので、毎年同じような方が寄附されているかどうかというような状況につきましては把握してないところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それではですね、その返礼品のリストのことについてちょっとお聞きしたいんですけども、このところ、返礼品の品目にそんな変化がないような気もするんですけども、例えば上三川ブランドなんか、あると思うんですけども、そこら辺とのリンクとかそういったものは考えていないんでしょうか。過去からの返礼品の変遷っていうか、そういったものも含めてちょっとお答えいただければと思うんですけども。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 返礼品の品数ということになりますと、令和元年現在においては5品目っていうことで、かなり少数になってございます。

そうした中で、平成29年度から本町のすぐれた産品のブランド認定制度ということも始まりましたので、今後につきましてはこうしたブランド認定品を返礼品とすることで品数を増やしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうですね、やはり上三川ブランド、いいものがあると思うんで、これ、返礼品にどんどん加えていったらさらに寄附が増えるんじゃないかと思えますんで、ぜひその辺、検討をよろしくお願いいたします。

それとあと、前回もちょっと質問させていただいたんですけども、寄附していただいた方に礼状等は送っているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 ふるさと納税をされた方への礼状ということでございますけども、これについては現在実施しているというふうなことでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 その礼状にあわせてですね、例えば町の広報紙とかですね、返礼品のリストか何か書いたチラシなんかも同封したらいいかと思うんですけども、その点、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【石崎 薫君】 はい。最初に広報紙ということでございますが、広報紙につきましては町民向けの情報紙ということになってございますので、現在のところでは広報紙の送付ということにつきましては考えていないところでございます。

また、返礼品のリストを送るということですが、ふるさと納税につきましては寄附者がみずからの意思でふるさとや地方の取り組みを応援したいという気持ちで寄附をされる制度だと思っております。また、国の通知によりまして、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告については行わないこととされてございますので、現在のところではリストを送るというような考えはございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 中にはですね、やはり町の広報紙を寄附していただいた方に一定期間ですね、例えば、どうなんでしょうかね、1年間とか、そういった感じで送ってるところもあるみたいなんです。私の知り合いなんかも、本当、ふるさと納税マニアがいますね、やはりいろんなところに寄附したときに、丁寧にそういった礼状とか、広報紙なんかを送ってくると、またですね、じゃあ寄附しようっていう気持ちになるらしいんで、ぜひともですね、その辺、ご検討いただければと思います。

自治体によってはふるさと納税にですね、力を入れて、その寄附金を当てにしていますね、いろいろ事業を始めたり、また新たな制度を制定したり、大規模公共工事等を行ったところもかなりあるようです。しかし、今回の総務省のですね、制度変更を受け、その財源確保が難しくなり、頭を悩ませてる自治体も多いと聞きました。

冒頭にも述べましたように、我が町はあえて自治体間の競争には参加せず、堅実に制度本来の趣旨にのっとり制度運用をしてきました。私は過去2回ですね、2回の質問で、我が町ももっと積極的にふるさと納税に力を入れてはどうかということを主張してきましたけども、今回の制度変更を受け、その主張はちょっと間違ってたのかなとも思い始めております。

星野町長は、いずれそういうことが起こると予測していたのかもしれませんが。私たちが幾ら提言しても方針を変えなかったし、世の中の流行にも流されなかった。だから、そういう意味で星野町長の判断は正しかったんだなと思っております。3期目に突入したばかりですけども、今回のことを改めてですね、今回のことで星野町長の町政運営の的確さが示されたような気がします。お見それいたしました。3期目も今までどおりですね、町の顔、トップリーダーとして、町発展のために引き続きご尽力をお願いいたします。

では、次の質問に移りたいと思います。

道路歩行者の安全確保について質問したいと思います。昨年の6月に発生した大阪北部地震により、プールのブロック塀が倒壊し、その下敷きになった小学校4年生の女子児童が亡くなるという痛ましい事故が起きました。また、通学路の見守り活動に向かっていた80歳の男性も、別の場所でブロック塀の下敷きになり命を落とされました。

そういったことがきっかけになり、全国的に地震等で倒壊のおそれがあるブロック塀等のですね、撤去に係る費用の一部を補助する自治体が増えてまいりましたが、我が町でも今年度よりその制度が創設されましたので、1点目として、道路に面している倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去費用を補助する制度が始まったが、その内容及び今後の見通しはどうなっているのかお聞きします。

また、最近高齢者ドライバーの事故や、通学中の痛ましい事件、事故が多発し、何の罪もない人が犠

性になっております。我が町の中でも、ここ最近、死亡事故を含む交通事故が立て続けに発生しております。そういったことを踏まえて、事故を未然に防ぎ、特に歩行者の安全を確保する方策を考える必要が改めてあるんじゃないかと思います。

そこで2点目として、危険箇所に対する対策として、グリーンベルトの設置を積極的に図るべきと考えるが、町としてどのように考えるか伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

今年度4月から実施しております上三川町ブロック塀等撤去費補助事業につきましては、地震等によるブロック塀等の崩壊または転倒等を防止し、町民の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去などを行う所有者に対し、補助金を交付するものでございます。

主な補助対象地域としましては、市街化区域及び町の防災計画で指定しています避難所、避難場所周辺地域の道路等に面しているコンクリートブロック塀や石塀などを対象としております。また、補助金といたしましては、限度額10万円となっております。

町といたしましては、今後も引き続きブロック塀等の安全点検の啓発、注意喚起を行うとともに、ブロック塀等の安全対策を推進してまいります。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

歩道のない道路の路肩を緑色にカラー舗装することは、ドライバーや歩行者への意識づけ、注意喚起に有効な手段と考えております。これまでも地域からの要望や、学校関係者、警察、道路管理者で実施している通学路の合同点検等により危険箇所と判断した路線について、カラー舗装を設置してきたところでございます。今後、引き続き歩行者の安全確保を図るため、カラー舗装等の安全対策を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 まず、ブロック塀のほうからお聞きしますが、これは町単独のお金でやるというよりも、国、県費が入ってる事業なんですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今回のブロック塀等の補助事業につきましては、国と県の補助を投入してございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そうしますと、その比率を教えてくださいのと、また、何らかの、さっき町長のほうからも、多少の縛りがあるような、限定、補助対象があったみたいですが、何かそういう縛りみたいなものはあるんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 まず、補助の内訳でございますが、国の補助につきましては全体の2分の1、県の補助につきましては4分の1、町の補助が4分の1になります。

先ほどの国庫補助等の縛りにつきましては、その補助対象の地域がですね、町全体っていうことではなくてですね、どうしても町全体っていうことだと、通行者の多いところとか少ないところとかっていうような、ございますんで、そういったところからですね、主にですね、市街化区域と、あと町で指定してます避難場所の周辺の道路等に面してるコンクリートブロック等っていうことで、今回指定したところでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 わかりました。だけど、本来だったら全町的に何かそういう、限定しないでやればいいんだと思うんですけどもね。

本年度は3件分を予算計上してると思うんですけども、その3件分、何で3件なのか。もう少し予算、多くとってもよかったんじゃないかなと思うんですけども、その3件のある程度根拠がもし出せばお願いします。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今年度の予算につきましては、今まで行っております民間住宅の耐震改修補助事業を参考にいたしまして、同じ一応3件分っていうようなことで今回予算措置をしたところでございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それで、例えば年度途中で3件以上の申し込みがあった場合はどういった対応になるのでしょうか。次年度以降になってしまうのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今回、国庫補助と県費補助を投入して行ってますんで、今後ですね、早い段階で当初予算が埋まるようでしたら、県及び町の財政等とですね、協議をして行っていきたいと思えます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ちなみに、現時点で、きょう時点で申し込みなんていうのはあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 現時点では、問い合わせ件数は何件かございますけども、正式な申請のほうはまだございません。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それじゃあ、申請があった場合ですね、申請から交付決定まではどういった流れになるのでしょうか。もちろん、現場へ一度、それなりの方が見に行くんだと思うんですけども、その流れを教えてください。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 まず、その所有者の方からですね、町のほうに問い合わせ等がありましたら、まず町の職員、技術職員のほうでですね、現場のほうを確認いたしまして、その塀がですね、補助等に、確かに危険かどうかとか、そういったちょっと確認を、現地を確認いたしまして、それで危険だということとなりまして、正式に申請書、申請等ですね、していただきまして、その補助の手続等を

行っていくような形になるかと思えます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 ちょっと私も調べましたら、今年度からこの制度を導入してる自治体が結構多いんですけども、県内他市町で導入してる市町、数とその内容ですね、わかりましたら教えてください。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 現在、町のほうで把握しておりますのが、上三川町のほかにですね、真岡市、宇都宮市、小山市、さくら市、日光市の5つの市で行っているかと思えます。

主に内容としましては、大体のところがですね、上限が10万円っていうところが多い状況でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 それで、例えばですね、町がですね、率先してパトロール等で倒壊の危険があるブロック等を確認する、要は日常的にやる考えはありますでしょうか。申請じゃなくて、こっちから見回るといふ。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 基本的には所有者の方から申請をいただきまして、補助をいたすわけですけども、危険なブロック等を発見した場合にはですね、所有者のほうに対しまして声かけをしていきたいとは考えてございます。

またですね、現在、先ほどちょっと話ありましたけど、年に2回ほどですね、民間住宅の耐震化促進につきまして、地域を限定いたしまして直接伺ってそちらの周知を今現在行っているところですので、その際にもですね、あわせて危険なブロック塀等につきまして、補助事業等の案内等、行っていきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 あくまでも受け身じゃなくてですね、できれば率先してそういうのを見つけていくというの必要なのかなと思うんですね。いろいろそこはお金がかかったり、人がかかったりするから難しいと思うんですけども、例えば1つの例として、通学路なんか面に面してる塀なんかは、例えば見守り隊の人とかですね、そういった、素人さんなんですけども見守り隊の人に写真を、写真つきの資料か何かですね、こうやってこういう塀が危ないとか、ある程度周知してですね、おいて、何かそういうのを見かけたらとりあえず町のほうに連絡をしてもらおうとか、何かそういった、そういうマニュアルっていうかを何か考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、その点、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 ブロック塀等、その周知等ですね、そちらのほうはいろいろ方法があるかと思えますので、今、議員が言われたようなことも含めましてですね、ちょっと検討させていただければと思います。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 私、いろいろこの塀、ブロック塀の倒壊について、ちょっと力を入れたいんです。というのもですね、実は私の家の塀もですね、5年前の大雪の日、倒壊したんです。それもですね、私の家の前の道路は小学生の通学路になってるんですね。幸い巻き込まれた人はいなかったんですけども、一步間違えれば小学生が下敷きになっていたかもしれないんですね。そのような経験があるものから、この制度は本当に大歓迎なんです。

まだですね、制度創設間もないですから、今後いろいろ課題や修正点も出てくるとは思うんですけども、いざというときですね、我が町で塀の下敷きになって犠牲になった人が出ないようにですね、せっかく作った制度ですから、町民みんなが納得してですね、積極的に活用したくなるような制度に育てていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、グリーンベルトのほうの質問に移りたいと思うんですけども、グリーンベルトのですね、町内の設置路線数、また、総延長なんか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 はい。ただいま議員のご質問でございますが、グリーンベルト、路側のカラー舗装、こちらにつきましては、町内における通学路等の安全対策といたしまして、これまでに8路線、9カ所、延長で約3.9キロメートルについて実施してまいりました。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 やはり設置傾向としましては、通学路とか、例えば幼稚園とか保育園の近くが多いのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 はい。今、議員が言われましたように、設置しております8路線、9カ所、こちらにつきましては学校近辺というところがほとんどになっておりますので、子どもたちの安全対策、通学路の安全対策の一環として実施したということで認識しております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 そもそもグリーンベルトのですね、設置基準みたいのはあるのでしょうかね。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 はい。グリーンベルトの設置基準ということですが、通学路などで歩道がなくですね、あと、交通量が比較的多い箇所に大体実施されてるということだと思っておりますが、細かいですね、設置基準、どういったところにやらなくてはいけないとかっていうものは、そういったものはありませんが、交通安全と円滑化を図るために設置されます路面表示とかですね、カラー舗装、こちらにつきましては法定外表示ということになりますので、こちらについてはですね、警察庁の道路局というところから法定外表示の設置指針というものが示されておまして、歩行者、あと自転車利用者等の保護のためのカラー舗装、これについて一部記載されております。こちらにつきましては、公共施設や病院、あとは児童が遊ぶような近くですね、遊園などということを書いてあるんですが、また、高齢者とかですね、子どもが利用する施設の周辺、あと生活道路が設置して、あと通学路ですね、これが設置されている道路につきましては、必要に応じカラー舗装を用いるとされておまして、色につき

ましては、通学路における路側帯では原則として緑色系とすることとしているということになっておりますが、こちらのほうはですね、法定外表示ということで、警察のほうとですね、協議をしながら設置するということになっているかと思われまます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 よくわかりました。

先ほども述べましたようにですね、私の家の前は小学校の通学路になっているんですけども、車の抜け道にもなってるんですね。朝の通勤時にはすごいスピードで走り抜ける車が時々あるんです。もしですね、あの車が小学生の列に突っ込んだらなんて考えますと、本当にぞっとするときがあるんです。

それなんで、特にですね、やっぱり通学路についてはですね、全町的に、積極的に歩道を設置するべきだと思いますし、また、それが難しいのであればですね、やはりグリーンベルトを設置するべきだと思うんです。もちろん予算の確保やですね、道路によっては構造上難しいところもあるでしょうが、未来ある子どもたちの安全を確保するためにはどんどん予算をつけていただきたいと思います。そのことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

3点目の、構想道路のほうに移ります。この質問もですね、昨年、一昨年と、過去2階質問させていただいております。

上三川町都市計画マスタープラン改定版に記載されている石橋駅東地区と中心市街地を直線的に結ぶ、予定4号線を含む構想5路線について、町の現状等を鑑み、早期に整備すべきと考えるが、町としてどのように考えるか、答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

構想5路線につきましては、第7次総合計画及び都市計画マスタープランにおいて、都市連携、都市交流、町内におけるネットワーク等を踏まえ、長期的な視野に立った位置づけを行う路線であります。町の交通体系の骨格を形成する上で、将来において重要な役割を担うものでございます。

現在、町では国の重点施策である通学路における交通安全対策を交付金事業において実施していることから、構想路線につきましては今後社会情勢や財政状況などを踏まえながら、長期的な視野に立ち、総合的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 いろいろ予算の都合とか、難しいのは重々わかっております。5路線のですね、現状はどうなっているのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。前回の質問では、構想に沿ってですね、一部県道も構想道路に位置づけてるとか、あと、町道で整備してる箇所なんかもあるんですけども、その5路線について教えてください。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 はい。ただいまのご質問に対しましてご回答申し上げます。

今、議員がおっしゃいましたように、構想路線でございますが、構想路線につきましては全て町が整

備する路線という位置づけではなくて、その構想路線に沿って県が県道の整備をしているものも構想路線に位置づけている、そのような箇所もございます。

そのような中で、各路線の今の状況ということですが、まず、予定1号線、こちらにつきましては石橋駅周辺の市街地へのアクセス向上に資する路線として、ルートの一部を構成する都市計画道路、石橋駅東通りの整備を推進しておりまして、町道そして県道におきまして、これまで整備をしたところ、それと現在、県道の結城石橋線、これにつきましては県のほうで施工中でございまして、こちらのほうは合わせますと約3キロ程度の路線がですね、整備中、もしくは一部整備されてる状況になってございます。

続きまして、予定2号線でございますが、こちらにつきましては下野方面、新4号線からですね、真岡方面を連絡いたしまして、県総合計画のセンターコリドールとスカイコリドールを補完する軸としても位置づけされておまして、町道の約1.5キロ、町道5-189号線っていうのがですね、新4号から坂上小学校付近にございますが、こちらのほうが1.5キロ、既に整備されてるところでございます。

続きまして、予定3号線でございますが、総合計画における骨格的道路の整備を実現するため、県道下岡本上三川線の整備とですね、予定を踏まえまして未整備区間の整備を推進しておりまして、この県道、町道において、町道のほうがですね、1-21号線、また、県道の下岡本上三川線、町道2-21号線、この付近っていうことで、これ自体がですね、予定3号線に確実になるというわけではないんですが、その辺を踏まえますと、約4キロほどがですね、整備されてるということでございます。

また、予定4号線でございますが、こちらは町の中心市街と石橋駅東市街地を直線的に結ぶルートでありまして、町道1-12号線、これは天神町内にありますが、こちらのほうはですね、区画整理事業におきまして300メートルが整備されたと。それ以外につきましては、議員がご存じのようにですね、こちらのほうはそこまでで、その後は凍結に至っているということでございます。

また、予定5号線につきましては、インターパーク宇都宮南地区周辺、石田地区や新産業拠点などの工業系土地利用、石田地区北部の誘導エリアなどによる円滑な交通処理を支援するルートでありまして、町道においてですね、3-121号線、こちらはもう既に整備されている路線でございますが、あと3-123号線、これの一部ですね、これを現在整備を行っておりまして、約1.6キロほどがですね、整備が進められているという状況でございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 予定4号線のことについてちょっとお聞きしたいんですけども、予定4号線は平成19年度に事業計画をし、基本設計、平成20年に境界確認、用地測量、詳細設計を行い、平成21年度には地元説明会まで開催し、いざ用地買収を開始しようとしたところ、政権交代が起き、時の政権党の、「ものから人へ」との政策転換により道路特定財源の改革があり、補助事業による財源確保は極めて困難になったため、平成21年11月19日付で事業が凍結されたと前回答弁いただいたんですけども、地元の人たちにとってはですね、そこまで話が進んでいたにもかかわらずですね、凍結され、いまだ解除のめどが立ってない現状にですね、戸惑ってる人が多いと思います。一度進めた話です

し、それも中止というならあきらめもつくんでしょうが、凍結というのは何とも中途半端というか、宙ぶらりんというか。もう凍結して10年がたとうとしているんですね。期待して待っていたほうがいいんだか、あきらめたほうが良いんだか、それは地元の住民もですね、いろいろ大変ですから、そろそろ答えを出す時期じゃないのかなと思うんですけども、その点、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鶴見幸一君】 ただいまのご質問に対しまして、凍結をしてからもう10年もたっていると、今後の見通しはどうかということでご質問なんですが、重要な構想路線ということで位置づけがございます。今後はですね、今実施しております通学路の整備ですかね、安全対策等で、こちらのほうがですね、国の重要施策になっておりまして、交付金のかさ上げ等もございますので、それと、あとやはり学校関係とか、先ほど議員のほうからですね、確かに通学路の安全対策も必要だということで意見をいただいておりますので、その辺の状況を踏まえながら今後の展開につきましては検討していかなくてははいけないかなということでは考えております。

そのような状況でですね、非常にですね、待っておられる住民の方っていうのに対しましては非常に申しわけないところではございますが、そのような状況を鑑みましてですね、今後検討を進めていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 小川公威君。

○5番【小川公威君】 いろいろ難しいのは理解しております。ただ、前回も言わしていただきましたけども、JR石橋駅はある意味ですね、我が町の西の玄関だと思っております。その玄関からですね、例えばタクシーで中心街まで来るのにですね、道も細かったり、くねくね曲がってばかりではどうしようもないと思っておりますので、ぜひですね、早期凍結解除、事業再開をお願いいたしまして、今回の私の全ての質問を終えたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 5番・小川公威君の質問が終わりました。

---

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。なお、明日14日は午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後3時47分 延会